

第2次高槻市障がい者基本計画

令和3（2021）年3月



「障害」の「害」をひらがなで表記することについて

「障害」の「害」という文字は、「わざわざ」「さまたげ」などのマイナスのイメージが強く、「ひと」に対して用いることは好ましくないとの考え方もあり、本市としては心のバリアフリーの推進を図るため、また障がい者に対する市民への理解と啓発の観点から「害」の字をひらがな表記にしています。

このため、本計画につきましても法令名等を除き「がい」を用いています。

はじめに

本市では、高槻市障がい者基本計画を平成27年3月に策定し、「障がいのある人もない人も みんなが生き生きと暮らせる共生のまち」を理念として、「尊重しあい、支えあうまち」「身近な地域で安心して暮らせるまち」「一人ひとりが輝くまち」の3つの目標像を目指し、障がい者施策を総合的・計画的に推進してまいりました。

この間、国では、障がいを理由とするあらゆる形態の差別の禁止を基本原則とする障害者権利条約に基づき、障がい者に関わる様々な制度の改革が進められ、とりわけ平成28年に施行された障害者差別解消法においては、障がいを理由とした「不当な差別的取扱い」と、社会的障壁を取り除くために必要な「合理的配慮の不提供」を差別であると規定して、障がい者への配慮がある、誰もが生きやすい社会を目指す取組みがいつそう具体化されました。



また、令和元年に発生した新型コロナウイルスの感染は全世界に拡大し、国内においても緊急事態宣言が発出され、日常生活や社会経済活動が停滞するなど、深刻な影響が及んでいます。感染症の流行下においても、障がい者などの支援が必要な方々の居住や生活支援に関する各種サービスについては、利用者の方々やその家族の生活を継続する観点から、十分な感染防止策を前提として、継続的に提供されなければなりません。対面・接触による支援が避けられない福祉サービスの現場において、感染予防と活動継続の両立が求められる困難な状況が続くなか、懸命に努力を続けられている関係者の皆様には、心から敬意と感謝の意を表します。本市におきましても「新しい生活様式」等を踏まえ、地域の活性化や見守り支援の方策を検討してまいります。

この第2次高槻市障がい者基本計画は、前計画が令和2年度に終期を迎えることに伴い、取組を継続、発展させるための後継計画として策定いたしました。

今後、「高槻市に住むすべての人々が、夢を育み、安心して暮らせる自治と共生のまちづくり」の理念に基づき障がい者施策を推進するとともに、「地域共生社会」の実現に向けて、すべての人の尊厳が尊重され、また、誰もが安心して暮らせ、自己実現を図ることができるまちを目指してまいりますので、市民の皆様や関係各位の格別のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、ご協力いただきました高槻市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会委員及び各関係団体の皆様をはじめ、アンケートやパブリックコメント等により貴重なご意見をいただきました市民の皆様には厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

高槻市長 濱田剛史

目 次

第1章 計画の基本方向	1
1 計画の策定にあたって	1
(1) 計画策定の趣旨等	1
(2) 計画の位置づけと期間	6
(3) 計画の推進にあたって踏まえる視点	8
2 計画の理念	10
(1) 高槻市のまちづくりの方向性	10
(2) 本計画の基本理念と施策展開の基本的な方向性	11
第2章 障がい者を取り巻く状況	15
1 障がい者をめぐる高槻市の現況	15
(1) 人口・障がい者の状況	15
(2) 障がい者施策の実施状況	21
(3) 障がい当事者・障がい児者団体の意識	25
①福祉に関するアンケート調査の主な結果	25
②障がい者団体へのアンケート調査の主な結果	40
2 今後の施策推進に向けた課題	44
(1) 個人としての尊厳の尊重	44
(2) 地域における生活支援の充実	47
(3) 自立と社会参加の促進	49
(4) 人にやさしいまちづくりの推進	51
第3章 施策展開の方向性と取組	53
1 個人としての尊厳の尊重	54
2 地域における生活支援の充実	64
3 自立と社会参加の促進	71
4 人にやさしいまちづくりの推進	81
第4章 計画の実現に向けて	86
(1) 推進体制	86
(2) 計画の進行管理	87
参考資料	88
1 策定体制と経過	88
2 用語解説	90

第1章 計画の基本方向

I 計画の策定にあたって

(I) 計画策定の趣旨等

① 計画策定の趣旨

高槻市では、すべての人の人権が尊重され、あらゆる面において差別のない平等な社会を築き上げることを目指して、昭和59年3月に策定した「障害者福祉に関する高槻市長期行動計画」をはじめとし、以後、平成9年3月には「高槻市第2次障害者長期行動計画」、平成15年3月には「高槻市第2次障害者長期行動計画『後期改定計画』」、平成21年3月には「高槻市障害者長期計画（高槻市第3次障害者長期行動計画）」、平成27年3月には「高槻市障がい者基本計画」（以下「前計画」という。）を策定し、障がい者施策を総合的・計画的に推進してきました。

この「第2次高槻市障がい者基本計画」（以下「本計画」という。）は、前計画が令和2年度に終期を迎えることに伴い、後継する計画として令和3年度を初年度として策定します。

高槻市における障がい者施策に関する計画の変遷

昭和59年3月	障害者福祉に関する高槻市長期行動計画
平成9年3月	高槻市第2次障害者長期行動計画
平成15年3月	高槻市第2次障害者長期行動計画「後期改定計画」
平成19年3月	高槻市障害福祉計画
平成21年3月	高槻市障害者長期計画（高槻市第3次障害者長期行動計画） 目標像：障害のある人もない人もともに安心して暮らせる共生のまち 高槻
平成21年3月	高槻市第2期障害福祉計画
平成24年3月	高槻市第3期障がい福祉計画
平成27年3月	高槻市障がい者基本計画 基本理念：障がいのある人もない人も みんながいきいきと暮らせる共生のまち
平成27年3月	高槻市第4期障がい福祉計画
平成30年3月	高槻市第5期障がい福祉計画・高槻市第1期障がい児福祉計画

② 国や社会の動向

前計画の策定後、国においては、障がい者に関わるさまざまな制度の改革に向けた検討が進められ、多くの関係法令が可決・成立しました。

その一方、社会経済情勢は絶えず変化を続けており、障がいの重度化・重複化、8050問題を例とした障がい者本人や家族を中心とした主に介護を担う人の高齢化、親なき後の支援、増加が続いている医療的ケア児や発達障がい児への支援の充実、難病患者などさまざまな障がい者への対応の強化が求められています。

障害者の権利に関する条約に関わる主な法律の制定・改正

平成25年6月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）
平成25年6月	障害者の雇用の促進等に関する法律の改正（障害者雇用促進法）
平成25年6月	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正
平成28年4月	成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）
平成28年6月	発達障害者支援法の改正
平成30年4月	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の改正、児童福祉法の改正
平成30年5月	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正（バリアフリー法）
平成30年6月	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）
令和元年6月	障害者の雇用の促進等に関する法律の改正（障害者雇用促進法）
令和元年6月	視覚障害者等の読書環境の整備の促進に関する法律（読書バリアフリー法）
令和2年5月	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正（バリアフリー法）

《障害者差別解消法の施行》

平成25年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が公布され、一部の附則を除き平成28年度に施行され、行政機関や民間事業者等における障がいを理由とする差別等の権利侵害行為を禁止するほか、社会的障壁の除去を必要としている障がい者がいる場合に、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮がされなければならない（行政機関は法的義務、民間事業者は努力義務）と規定されました。

また、相談・紛争解決の体制整備、地域における関係機関等の連携、普及・啓発活動の実施、情報収集等、差別を解消するための支援措置の方向性が明らかにされました。

《障害者雇用促進法の改正》

平成25年に「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）が改正され、平成28年度から雇用分野における障がい者差別の禁止や合理的な配慮の提供義務が定められるとともに、平成30年度から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることが規定されました。

また、令和元年に再度改正され、国及び地方公共団体の責務として、自ら率先して障がい者を雇用することが規定されました。

《成年後見制度利用促進法の施行》

平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」という。）が公布、施行され、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分ではない人の日常生活や財産管理を支援する成年後見制度の利用促進のための周知・啓発、及び成年後見の申立を行う親族がいない人に対する市長申立の積極的活用、成年後見人等に対する研修の機会の確保及び成年被後見人の権利に係る制限の見直しを図ることなどが規定されました。

《障害者総合支援法及び児童福祉法の改正》

平成30年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）と「児童福祉法」が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援のいっそうの充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定されました。

《バリアフリー法の改正》

平成30年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）が改正され、東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図り、全国におけるバリアフリー化をいっそう推進するために総合的な措置を講ずることが規定されました。

また、令和2年の改正では、バリアフリー設備の使用方法等の周知等のソフト対策の取組の強化や学校教育と連携した「心のバリアフリー」を推進することが規定されました。

《障害者文化芸術推進法の施行》

平成30年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（以下「障害者文化芸術推進法」という。）が公布、施行され、障がい者による文化芸術活動を推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることが規定されました。

《読書バリアフリー法の施行》

令和元年に「視覚障害者等の読書環境の整備の促進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」という。）が公布、施行され、視覚障がい者等の読書環境を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受できる社会を目指すことが規定されました。

《第4次障害者基本計画の策定》

国においては、平成30年3月に障がい者施策の基本的なあり方を示す「第4次障害者基本計画」を策定し、基本理念を、「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援」として、基本的方向を次のように掲げています。

基本的方向

- 1 2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進、障がい者差別・虐待の防止、命の尊厳の保持
- 2 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
- 3 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進
- 4 着実かつ効果的な実現のための成果目標を充実

③ 大阪府の動向

大阪府においては、令和3年度を始期とする「第5次大阪府障がい者計画」が策定され、基本理念を、「全ての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」として、基本原則を次のように掲げ、障がい者施策のより総合的・計画的な推進に向けて各種の取組が進められています。

基本原則

- (1) 障がい者差別・虐待の防止、命と尊厳の保持
- (2) 多様な主体の協働による地域づくり
- (3) あらゆる分野における大阪府全体の底上げ
- (4) 合理的配慮の追求によるバリアフリーの充実
- (5) 真の共生社会・インクルーシブな社会の実現

「障がい者」ってどんな人？ ～障がい者の定義について～

「障がい者」といっても、さまざまな定義があります。

わが国には、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳といった障がい者手帳の制度があります。身体障がい者手帳は、法律に定められた身体上の障がいがある人を対象に交付されるもので、視覚や聴覚の障がいや肢体不自由のほか、内臓の機能の障がいなど、さまざまな種類があります。療育手帳は知的障がいのある人を対象に、精神障がい者保健福祉手帳は精神障がいのある人を対象に、交付されるものです。

では、「障がい者」といった場合、これらの手帳の交付を受けている人だけを指すのかというと、必ずしもそうではなく、定義はさまざまです。

「障害者総合支援法」では、自立支援給付・地域生活支援事業を受ける人、つまり、この法律に基づく福祉サービスの利用者や、補装具費や自立支援医療費の受給者を指しています。したがって、障がい者手帳所持者はもちろんのこと、障がい者手帳を持っていなくても、児童相談所・更生相談所で知的障がいと判定された人や、自立支援医療（精神通院）を受けている人、発達障がいのある人、法令で定める疾病により障がいのある難病患者なども該当します。

また、平成23年に改正された「障害者基本法」では、第2条に「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されているように、日常生活や社会生活で何らかの支援を必要とするすべての人のことを指しています。本計画はこの法律に基づき策定しているため、この定義をもって「障がい者」としています。

そのほか、国際条約である「障害者の権利に関する条約」においては、「障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であつて、さまざまな障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む」と定義されています。

(2) 計画の位置づけと期間

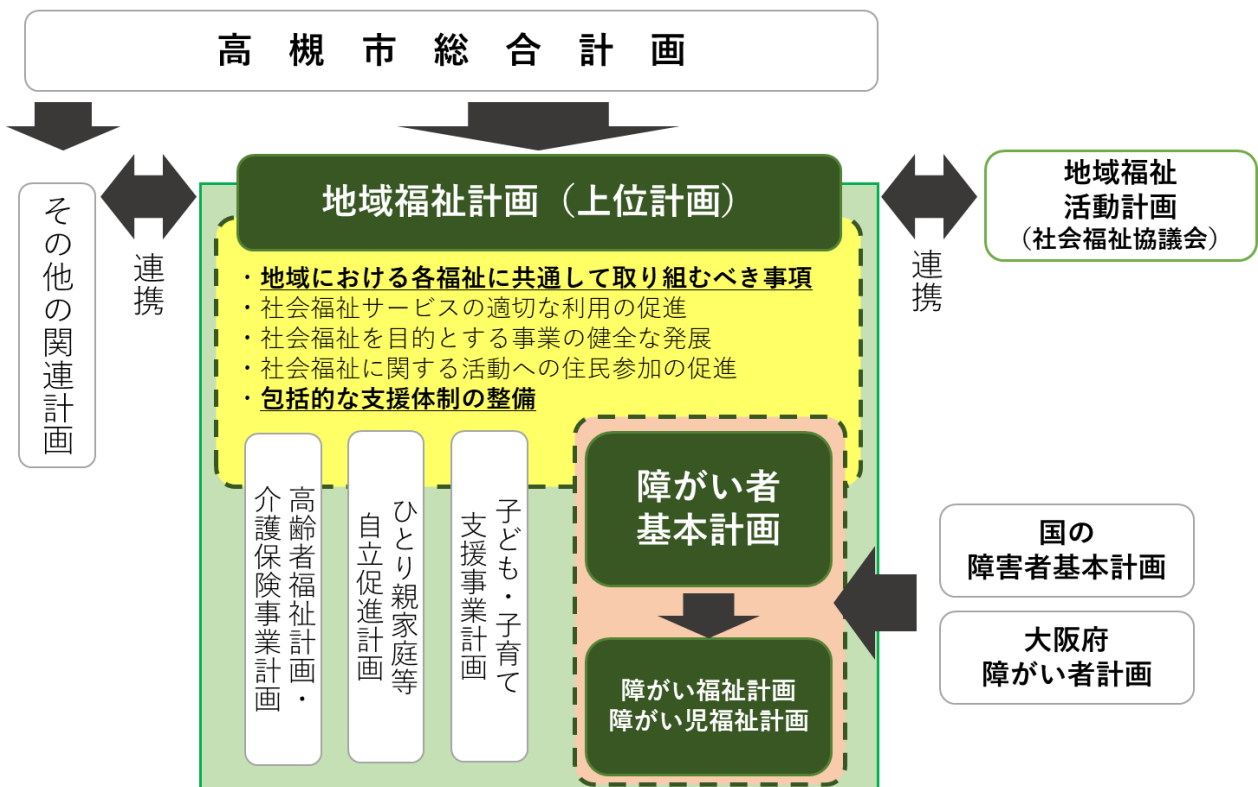
① 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、高槻市における障がい者施策の基本的な計画となるものです。

また、本計画は、国の「第4次障害者基本計画」、大阪府の「第5次大阪府障がい者計画」等の内容を十分に踏まえながら、「第6次高槻市総合計画」の具体的な部門別計画として位置づけ、平成30年の改正社会福祉法の施行により福祉分野の上位計画に位置づけられた「第4次高槻市地域福祉計画」をはじめ各分野の関連計画との整合・調整を図りながら策定しています。

なお、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する詳細な施策内容、目標量等については、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、本計画の基本的な考え方のもとに策定する「障がい福祉計画」において明らかにするものとします。

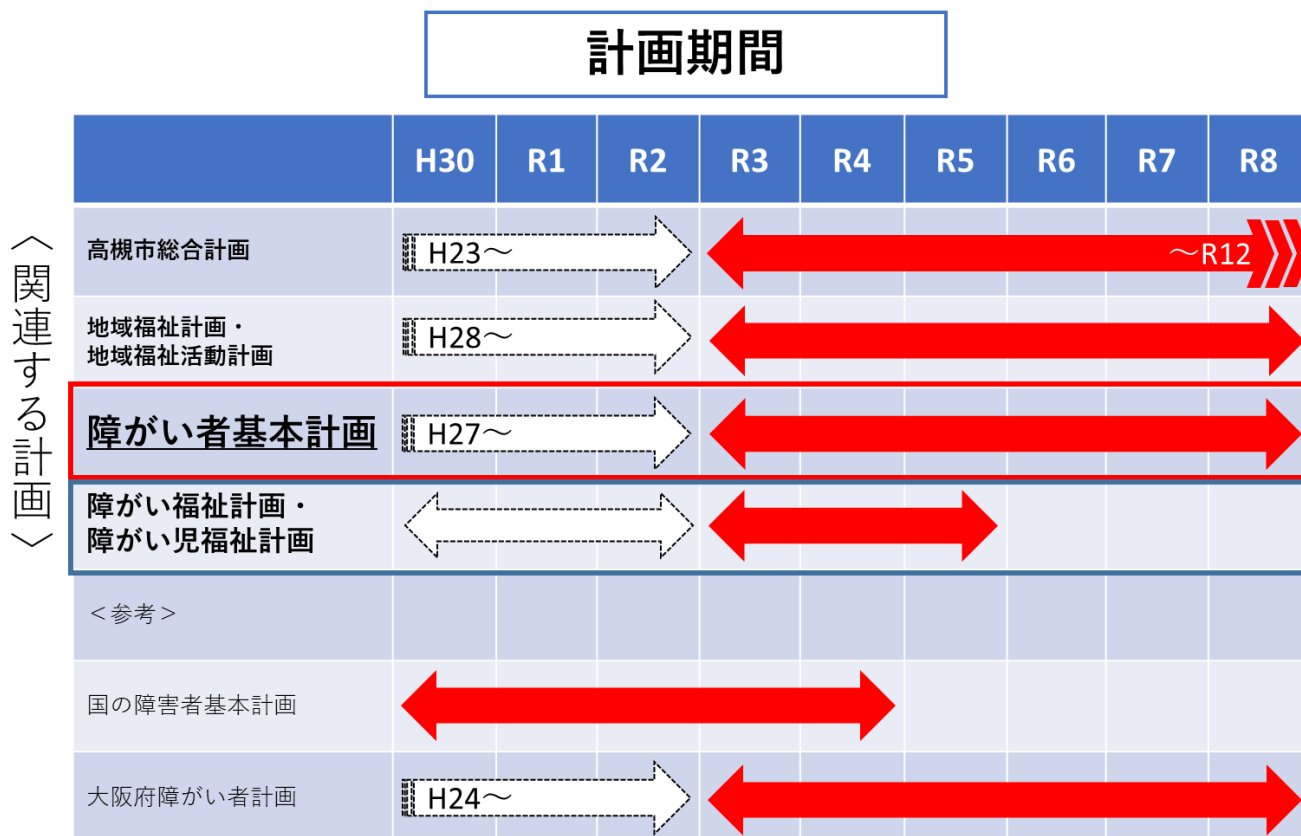
関係計画との関係図



② 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

なお、社会情勢等を勘案し、必要に応じ見直しを行うこととします。



(3) 計画の推進にあたって踏まえる視点

① 持続可能な社会づくり（SDGsの視点）

持続可能な開発目標（SDGs）は、「誰ひとり取り残さない」社会の実現を目指すための令和12年（2030年）を期限とする国際目標であり、17のゴール・169のターゲットを設定しています。

わが国においては、持続可能な社会づくりに向け、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が進められており、本市においても、SDGsの目標を踏まえ、施策を推進していくことが求められています。



資料：外務省

② 感染症の流行への対応

令和元年度に発生した新型コロナウイルス感染症は、わが国において初めての緊急事態宣言が出され、日常生活に大きな影響を与えています。

地域福祉・障がい福祉は、対面での活動が中心であり、感染症の流行下では、「密閉・密集・密接」の回避や「人と人との距離の確保」などが求められ、さまざまな活動が大きく制約される状況となりました。

今後、感染拡大が収束した後の社会においても、「新しい生活様式」等を踏まえ、感染リスクの低減を図りながら、地域の活性化や見守り支援の方策を検討するなど、創意工夫した活動の展開が求められます。

本計画の推進においても、国の動向や最新の知見に基づき、感染症の流行への対応を図っていきます。

2 計画の理念

(1) 高槻市のまちづくりの方向性

高槻市においては、昭和52年、市民により「高槻市民憲章」が制定され、その前文には「真に生きがいのある文教・福祉都市」を建設することが、2つめの条文においては、すべての差別をなくし、自由と公正を守ることがうたい挙げられています。

また、高槻市では、人権を守り、自由と公正を守る明るく住みよい高槻市を実現するため、昭和53年に行われた「人権擁護都市宣言」をはじめとする5つの都市宣言を行っているほか、市における最上位計画である「第6次高槻市総合計画」では、8つの将来都市像のうちの一つ「健やかに暮らし、ともに支え合うまち」の施策で「障がい者福祉の充実」を掲げています。

高槻市民憲章（昭和52年12月5日制定/高槻市民憲章制定市民会議）

前文

わたくしたちのまち高槻は、北は景勝摂津峡をいだく北摂連山につつまれ、南は淀川の豊かな流れに臨み、平和な風土に恵まれています。

わたくしたちのまち高槻は、祖先の心をしのばせる遺跡・史跡をはじめ、多くの文化財をもつ由緒のあるまちです。

わたくしたちは、この地にあって、真に生きがいのある文教・福祉都市を建設し、子孫が誇りをもって「わが郷土・高槻」と語り継げるよう、明日への願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

条文

1 高槻は わたくしたちの 自治のまち

わたくしたちは、市民としての自覚と責任をもって、進んでまちづくりに参加します。

2 高槻は 心と心を 結ぶまち

わたくしたちは、信頼と愛情を深め、すべての差別をなくし、自由と公正を守ります。

3 高槻は 住みよい環境 めざすまち

わたくしたちは、あらゆる公害をなくし、生活の安全を守り、花と緑を育てます。

4 高槻は 生きるよろこび 燃やすまち

わたくしたちは、体を鍛え、仕事に励み、明るい家庭と社会を築きます。

5 高槻は 文化の華を 咲かすまち

わたくしたちは、人間性豊かな教養を高め、輝く市民の文化を創ります。

(2) 本計画の基本理念と施策展開の基本的な方向性

「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」という障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無や程度に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあい、社会を構成する一員として暮らす共生社会を実現する必要があります。

そのためには、あらゆる面において障がい者に対する差別をなくし、また、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約するような障壁を除くことにより、障がい者が地域の中で安心して質の高い生活を営むことができる社会を目指す必要があります。

他方で、障がい者の実質的な自立と社会参加を実現するためには、障がい者自身やその家族が、十分な情報提供と必要なサービスを利用しながら、社会との関係を構築し、自立と社会参加に向けた意識を持つことも必要です。

前計画では、これまで掲げてきた「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」、「バリアフリー」、「完全参加と平等」の理念・目標や、「エンパワメント」、「インクルージョン」の考え方などを踏まえ、「障がいのある人もない人もともに安心して暮らせる共生のまち」を理念とし、総合的・計画的な施策の推進に努めてきました。

《基本理念》

本計画においては、前計画の理念等を継承しつつ、平成30年の改正社会福祉法の施行により福祉分野の上位計画に位置づけられた「第4次高槻市地域福祉計画」や福祉分野の中でも特に関連性の高い「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」との整合・調整を図るため、3計画共通の基本理念を掲げます。

高槻市に住むすべての人々が、夢を育み、 安心して暮らせる自治と共生のまちづくり

この基本理念は、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創る「地域共生社会」を実現していくために掲げます。

《施策展開の基本的な方向性》

基本理念を実現するための施策展開の基本的な方向性については、前計画で掲げた4つの項目のいずれにも引き続き取り組むべき課題があり、国や府の計画の方向性とも一致していることから、前計画の基本的方向性を継承し、本計画でも引き続き掲げます。

1. 個人としての尊厳の尊重

障がい者の主体性が尊重され、相談支援の充実、権利擁護・啓発の推進、情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実を図ります。

2. 地域における生活支援の充実

障がい者が住みなれた地域で安心して生活をおくることができる社会の実現に向け、生活の支援、保健・医療の充実を図ります。

3. 自立と社会参加の促進

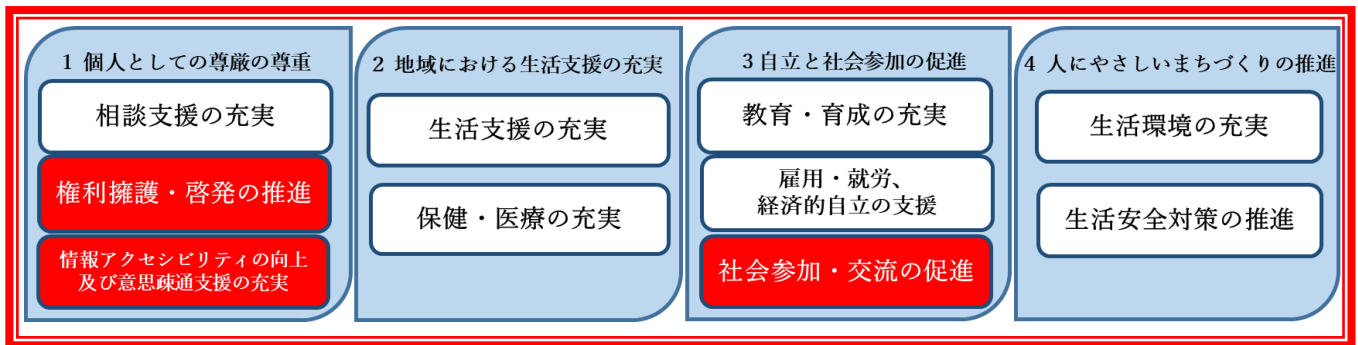
障がい者が地域で自立した生活ができる社会の実現に向け、教育・育成の充実、雇用・就労、経済的自立の支援、社会参加・交流の促進を図ります。

4. 人にやさしいまちづくりの推進

障がい者が安全に生活できる社会の実現に向け、生活環境の充実や生活安全対策の推進を図ります。

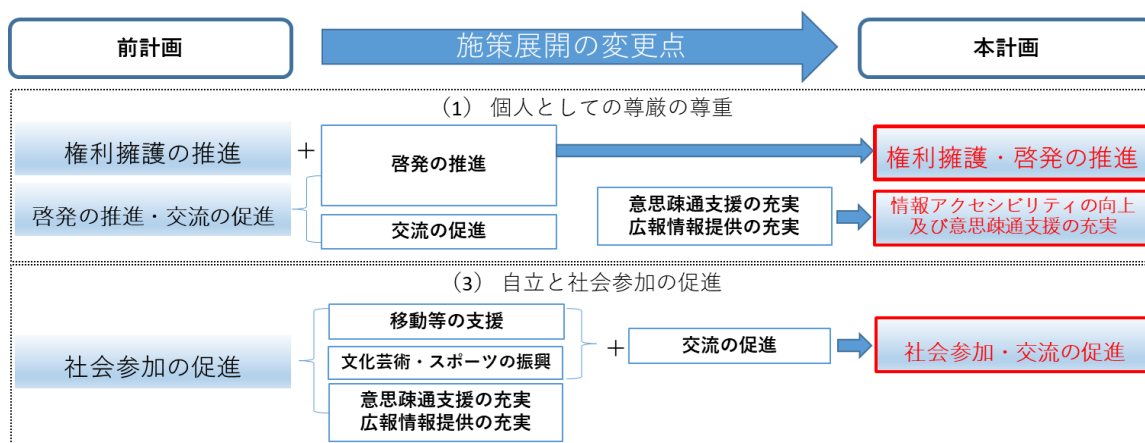
《施策展開》

前計画の達成状況を振り返るとともに、国・大阪府・社会の動向、障害者基本法や国の障害者基本計画の記載との整合性を改めて検討し、4つの施策展開の基本的方向性に沿った10の施策展開を設定します。



なお、前計画からの変更点は以下のとおりです。

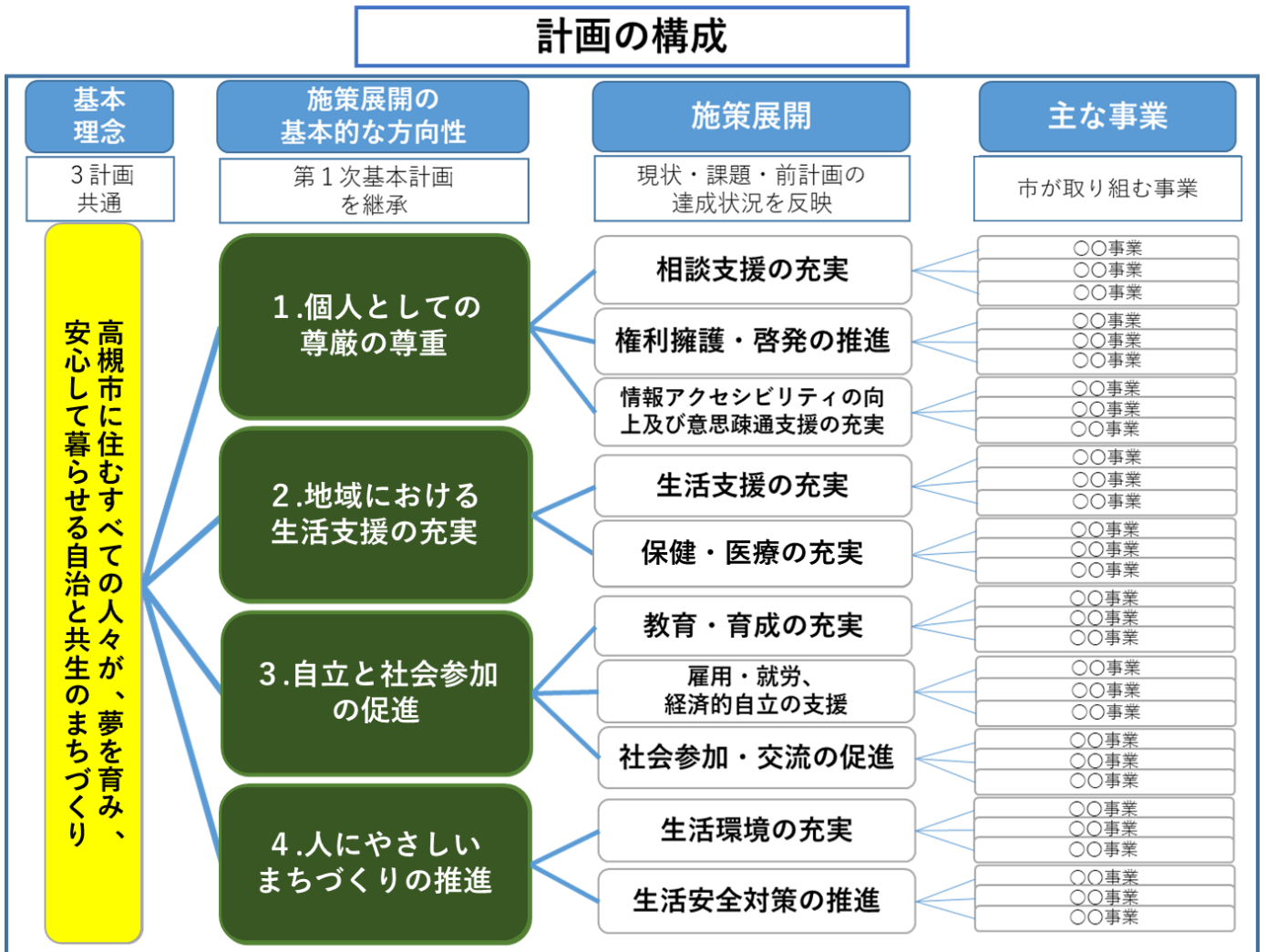
- 心のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図ることが特に重要な課題であるため、「情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」を新規に追加しました。
- 障がい者の権利擁護に関わる法・制度等について、周知・啓発活動の充実が必要であるため、前計画の「権利擁護の推進」に、「啓発の推進・交流の促進」から各種啓発に関する事項を統合し、「権利擁護・啓発の推進」としました。
- 法整備や東京パラリンピックを契機に、障がい者の文化芸術・スポーツ振興に係る施策の充実を図るため、前計画の「社会参加の促進」に、「啓発の推進・交流の促進」から各種交流に関する事項を統合し、「社会参加・交流の促進」としました。



《計画の構成のまとめ》

基本理念から順に、『基本理念＞施策展開の基本的な方向性＞施策展開＞主な事業』という構成をとっています。

主な事業については、計画を推進するために本市が取り組む具体的な事業で、第3章に施策・事業名、内容、担当課を記載しています。



第2章 障がい者を取り巻く状況

1 障がい者をめぐる高槻市の現況

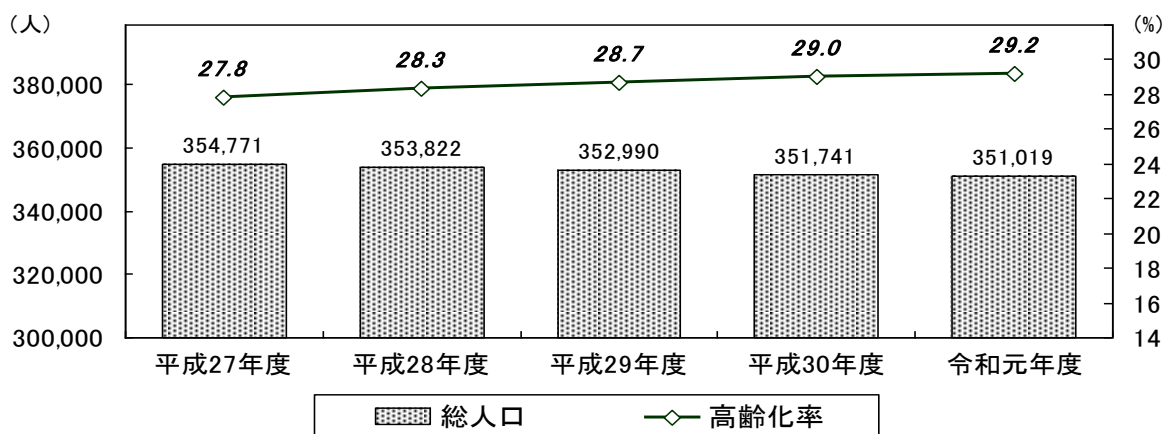
(1) 人口・障がい者の状況

① 人口の推移

高槻市の総人口は、令和元年度末現在351,019人（住民基本台帳人口）で、平成21年度以降、微減傾向が続いています。

また、年齢別人口構成については、令和元年度末現在の65歳以上の高齢者の割合（住民基本台帳）が29.2%を占め、全国平均の28.6%（総務省推計人口）と比べるとやや高い水準にあり、また、「団塊の世代」が後期高齢期を迎えるなど、高齢化が急速に進んでいるため、今後ともその傾向が続くものと予想されています。

総人口と年齢別構成の推移



※各年度末現在における住民基本台帳人口

② 障がい者手帳所持者数、障がい支援区分認定の状況推移

《身体障がい者》

高槻市の身体障がい者手帳所持者数は、令和元年度（令和2年3月末現在）で12,855人となっており、近年は横ばい状況にあります。

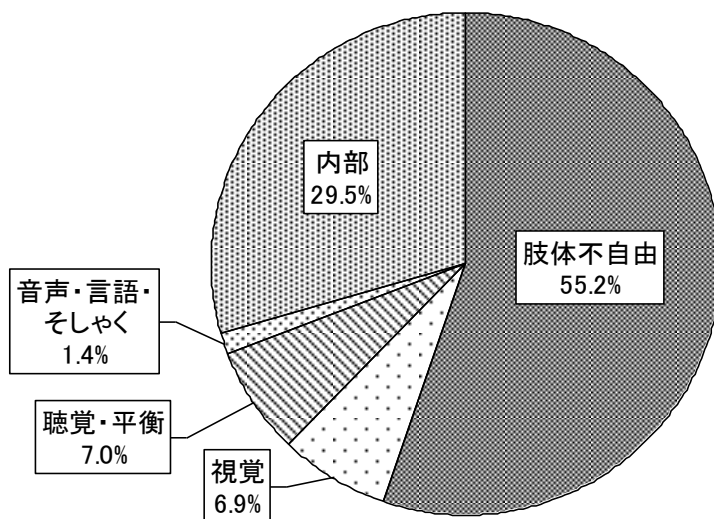
年齢別にみると、18歳未満の人は手帳交付者全体の1.8%にとどまっており、ほとんどが18歳以上となり、障がい種別ごとにみると、肢体不自由が55.2%と最も多く、次いで内部障がい者が29.5%と多くなっています。

障がい種別身体障がい者手帳所持者数の推移（人）

区 分		総 数	肢体不自由	視覚障がい	聴覚・平衡 機能障がい	音声・言語・そし やく機能障がい	内部障がい
平成 29 年度	0～17歳	240	160	12	22	3	43
	18歳以上	12,503	6,983	851	870	169	3,630
	計	12,743	7,143	863	892	172	3,673
平成 30 年度	0～17歳	235	158	13	21	2	41
	18歳以上	12,624	7,005	842	897	176	3,704
	計	12,859	7,163	855	918	178	3,745
令和 元 年度	0～17歳	226	151	11	24	2	38
	18歳以上	12,629	6,944	876	882	172	3,755
	計	12,855	7,095	887	906	174	3,793

※各年度3月末現在

障がい種別身体障がい者手帳所持者の割合（令和元年度）



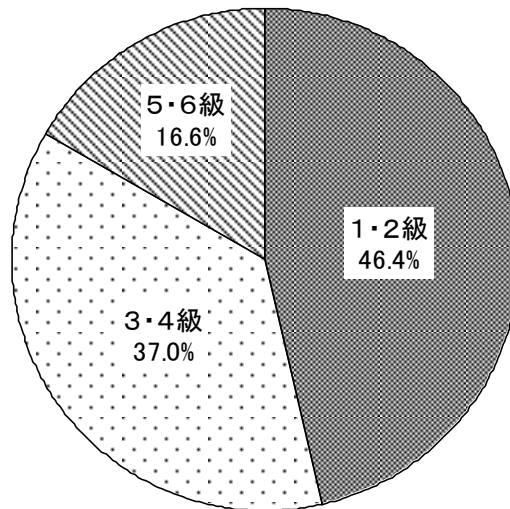
また、等級別にみると、重度障がい（1級と2級）が46.4%、中度障がい（3級と4級）が37.0%、軽度障がい（5級と6級）が16.6%となっており、重度障がいの割合が高くなっています。

等級別身体障がい者手帳所持者数の推移（人）

年 度	総 数	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
平成 29年度	12,743	4,210	1,778	1,831	3,005	897	1,022
平成 30年度	12,859	4,227	1,767	1,817	3,036	907	1,105
令和 元年度	12,855	4,209	1,762	1,766	2,984	951	1,183

※各年度3月末現在

等級別身体障がい者手帳所持者の割合（令和元年度）



《知的障がい者》

高槻市の療育手帳所持者数は、令和元年度（令和2年3月末現在）で3,481人となっており、増加傾向にあります。

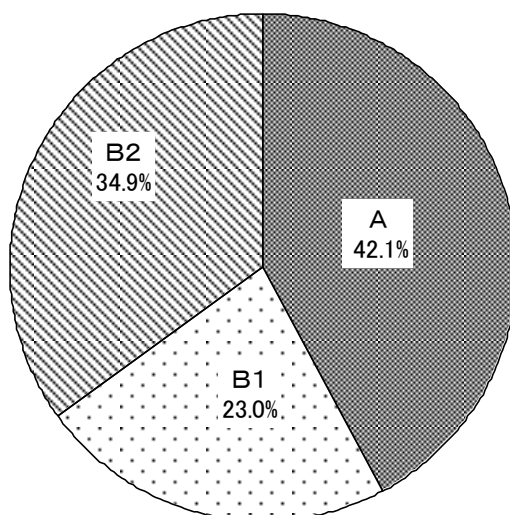
障がい程度別では、重度であるAが全体の42.1%を占めています。

療育手帳所持者数の推移（人）

区 分		総 数	A（重度）	B1（中度）	B2（軽度）
平成29年度	0～17歳	897	264	251	382
	18歳以上	2,326	1,135	500	691
	計	3,223	1,399	751	1,073
平成30年度	0～17歳	964	298	259	407
	18歳以上	2,376	1,155	500	721
	計	3,340	1,453	759	1,128
令和元年度	0～17歳	971	286	268	417
	18歳以上	2,510	1,180	532	798
	計	3,481	1,466	800	1,215

※各年度3月末現在

障がい程度別療育手帳所持者の割合（令和元年度）



《精神障がい者》

高槻市の精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は、令和元年度（令和2年3月末現在）で3,757人となっており、増加傾向にあります。特に等級別にみると、3級が毎年大幅に増加を続けています。

また、自立支援医療（精神通院）の受給者数は、令和元年度（令和2年3月末現在）で6,635人となっています。

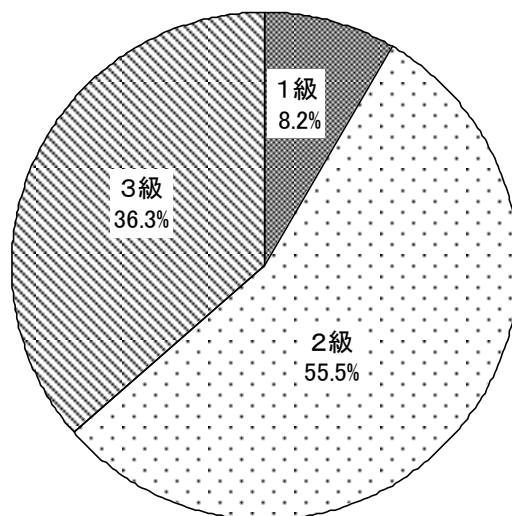
なお、精神障がい者の実数を正確に把握することは困難な状況にあります。平成29年の厚生労働省の「患者調査」においては、精神障がい者の数は419.3万人（全国）と推計されており、その結果から、全国平均の患者比率は人口千人当たり33人と推計されています。高槻市の令和2年3月の総人口は351,019人ですので、この推計値による比率から、およそ11,600人になると考えられます。

精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

年 度	総 数	1 級	2 級	3 級
平成29年度	3,288	323	2,018	947
平成30年度	3,468	312	1,982	1,174
令和元年度	3,757	309	2,086	1,362

※各年度3月末現在

等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者の割合（令和元年度）



《障がい支援区分認定の状況》

障害者総合支援法に基づく障がい支援区分認定の状況は、下表のとおりです。障がい種別には各障がい者で増加、区分別には区分1・区分3・区分4・区分5で増加する傾向にあります。

障がい支援区分認定の状況（人）

種別		総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
平成29年度	身体障がい者	436	12	36	72	39	58	219
	知的障がい者	1,023	5	73	158	282	276	229
	精神障がい者	388	9	248	97	29	3	2
	難病	5	0	3	0	1	1	0
	計	1,852	26	360	327	351	338	450
平成30年度	身体障がい者	438	11	34	71	50	48	224
	知的障がい者	1,052	9	78	163	285	298	219
	精神障がい者	385	11	229	108	32	3	2
	難病	5	0	4	0	0	1	0
	計	1,880	31	345	342	367	350	445
令和元年度	身体障がい者	439	11	30	73	50	52	223
	知的障がい者	1,120	10	88	181	304	313	224
	精神障がい者	429	16	238	130	38	5	2
	難病	8	0	5	1	0	1	1
	計	1,996	37	361	385	392	371	450

※18歳以上、各年度3月末現在

(2) 障がい者施策の実施状況

① 関連する施策の実施状況

前計画では、4つの基本的方向性を掲げ、施策を実施してきました。計画期間のうち平成27年度から令和元年度の5年間における主な新規施策、拡充施策については、以下のとおりです。

基本的方向性	主な新規・拡充の取組
1. 個人としての 尊厳の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人後見支援事業の創設（平成27年度） ・ 障害者差別解消法（平成28年4月施行）の周知・相談対応 ・ 障がい者虐待防止・差別解消連絡会議の設置（平成28年度） ・ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の増員（平成28・30年度） ・ 相談支援事業所の新規開設補助事業の創設（平成30年度） ・ 福祉相談支援課の設置（令和元年8月）
2. 地域における 生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい福祉サービスの対象難病の拡充（平成27・29・30・令和元年度） ・ 障がい福祉サービス従事者養成研修補助金の創設（平成29年度） ・ 人工内耳装置等購入助成の創設（平成30年度） ・ 高槻障がい福祉サポートネットワーク（地域生活支援拠点）の運用開始（令和元年度）
3. 自立と社会 参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就職困難者就労支援事業の創設（平成27年度） ・ 障がい者就労施設等からの物品等の調達拡大（平成29年度） ・ 居宅訪問型児童発達支援の創設（平成30年度） ・ 入院時コミュニケーション支援事業の創設（平成30年度） ・ 就労定着支援、自立生活援助の創設（平成30年度） ・ 障がい児通所事業所指定条例施行（令和元年度） ・ 福祉相談支援課くらしごとセンターの設置（令和元年8月） ・ 手話言語条例の制定（令和2年4月施行）
4. 人にやさしい まちづくりの 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災計画の見直し ・ 災害時要援護者への支援体制の整備（要援護者情報の提供等） ・ 二次避難所（福祉避難所）の拡充

② 福祉サービス等の実施状況

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画期間中の障がい福祉サービス（自立支援給付、地域生活支援事業、障がい児福祉サービス）の利用実績については、以下の表のとおりです。

障がい福祉サービスの利用実績（月平均）

サービス		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
訪問系サービス	居宅介護	実利用者数	809 人	806 人	822 人
		延利用量	9,797 時間	9,994 時間	10,194 時間
	重度訪問介護	実利用者数	16 人	14 人	13 人
		延利用量	4,569 時間	5,290 時間	4,663 時間
	同行援護	実利用者数	146 人	134 人	129 人
		延利用量	2,196 時間	2,050 時間	2,029 時間
	行動援護	実利用者数	13 人	12 人	13 人
		延利用量	149 時間	170 時間	188 時間
	重度障害者等包括支援	実利用者数	0 人	0 人	0 人
		延利用量	0 時間	0 時間	0 時間
短期入所		実利用者数	439 人	436 人	439 人
		延利用量	1,543 人日	1,539 人日	1,561 人日
日中活動系サービス	生活介護	実利用者数	989 人	997 人	1,021 人
		延利用量	18,253 人日	18,908 人日	19,364 人日
	療養介護	実利用者数	49 人	50 人	51 人
	自立訓練（機能訓練）	実利用者数	10 人	4 人	10 人
		延利用量	110 人日	60 人日	109 人日
	自立訓練（生活訓練）	実利用者数	59 人	58 人	58 人
		延利用量	715 人日	664 人日	664 人日
	就労移行支援	実利用者数	197 人	194 人	208 人
		延利用量	1,685 人日	1,678 人日	1,887 人日
	就労継続支援（A型）	実利用者数	180 人	191 人	203 人
延利用量		2,419 人日	2,772 人日	2,944 人日	
就労継続支援（B型）	実利用者数	498 人	528 人	560 人	
	延利用量	6,199 人日	6,759 人日	7,168 人日	
就労定着支援	実利用者数	19 人	77 人	133 人	

サービス		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
居住系サービス	共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数	363 人	393 人	425 人
	施設入所支援	実利用者数	223 人	215 人	214 人
	自立生活援助	実利用者数	0 人	0 人	0 人
相談支援	計画相談支援	実利用者数	231 人	291 人	367 人
	地域移行支援	実利用者数	2 人	1 人	2 人
	地域定着支援	実利用者数	0 人	1 人	1 人

※令和2年度については見込み量

地域生活支援事業の利用実績（年間）

サービス		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	
相談支援事業	障がい者相談支援事業	実施箇所数	8 か所	8 か所	8 か所
	基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
	障がい児等療育支援事業	実施箇所数	1 か所	1 か所	2 か所
	住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
	成年後見制度利用支援事業	実利用者数	5 人	8 人	10 人
	成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
意思疎通支援事業	手話奉仕員養成研修事業	修了者数	43 人	39 人	44 人
	手話通訳者派遣事業	利用件数	736 件	688 件	695 件
		利用時間	1,153 時間	1,070 時間	1,081 時間
	要約筆記者派遣事業	利用件数	23 件	27 件	27 件
		利用時間	47 時間	52 時間	52 時間
手話通訳者設置事業	実設置者数	3 人	3 人	3 人	

第2章 障がい者を取り巻く状況

サービス		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	給付件数	32 件	30 件	35 件
	自立生活支援用具	給付件数	108 件	102 件	96 件
	在宅療養等支援用具	給付件数	101 件	93 件	86 件
	情報・意思疎通支援用具	給付件数	651 件	549 件	534 件
	排泄管理支援用具	給付件数	6,201 件	6,472 件	6,666 件
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数	10 件	12 件	10 件
移動支援事業		実利用者数	1,117 人	1,101 人	1,127 人
		延利用量	151,202 時間	148,144 時間	158,336 時間
地域活動支援センター	地域活動支援センターⅠ型	実施箇所数	2 か所	2 か所	2 か所
		実利用者数	183 人	186 人	189 人
	地域活動支援センターⅡ型	実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所
		実利用者数	155 人	155 人	155 人
	地域活動支援センターⅢ型	実施箇所数	5 か所	5 か所	5 か所
		実利用者数	36 人	39 人	39 人
その他の事業	在宅重度身体障がい者等訪問入浴サービス	利用件数	874 件	903 件	933 件
	日中一時支援事業	サービス量	17,217 単位	17,388 単位	17,561 単位

※令和2年度については見込み量

障がい児福祉サービスの利用実績（年間）

サービス		平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	実利用者数	589 人	651 人	719 人
	延利用量	2,637 人日	2,959 人日	2,320 人日
医療型児童発達支援	実利用者数	47 人	50 人	53 人
	延利用量	303 人日	262 人日	227 人日
放課後等デイサービス	実利用者数	769 人	866 人	975 人
	延利用量	5,608 人日	6,097 人日	6,627 人日
保育所等訪問支援	訪問回数	18 回	37 回	41 回
居宅訪問型児童発達支援	訪問回数	0 回	0 回	0 回
障がい児相談支援	実利用者数	142 人	131 人	121 人

※令和2年度については見込み量

(3) 障がい当事者・障がい児者団体の意識

① 福祉に関するアンケート調査の主な結果

調査方法と回収状況

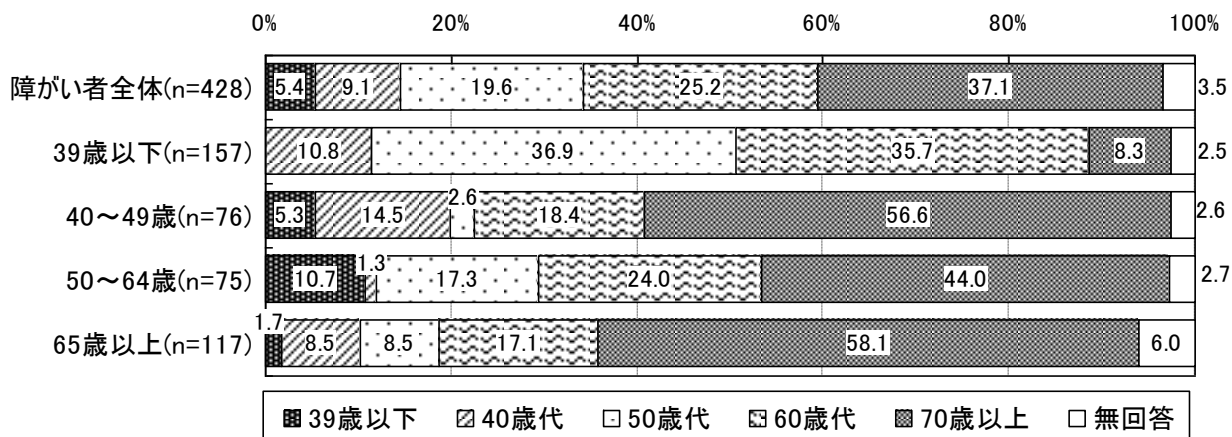
調査目的	計画策定に向けた基礎資料とするため、市内在住の障がい者・障がい児を対象に、生活やサービス利用の状況、福祉施策に対する意識などを把握することを目的に実施しました。
調査対象	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者、及び特定疾患医療（指定難病）、自立支援医療（精神通院）の受給者から無作為抽出 障がい者（18歳以上）：2,700名、障がい児（18歳未満）：300名
調査方法	配布・回収とも郵送（web回答を併用）
調査期間	令和元年12月～令和2年1月
回収状況	障がい者：回収数 1,248件（回収率46.3%） 障がい児：回収数 130件（ // 43.3%）

主な調査結果

回答者の属性と介助・支援の状況

- 回答者の平均年齢は、障がい者（18歳以上）が56.1歳、障がい児（18歳未満）が10.6歳で、障がい者については平成25年に実施した調査の51.7歳より年齢が高くなっています。
- 障がい者を主に介助・支援している人の年齢は、70歳以上が37.1%と、前回調査の29.2%より大幅に増えており、障がい者本人、またそれを支える家族とも高齢化が進んでいることがうかがえます。
- 障がい者を主に介助・支援している人が、病気などで一時的に介助・支援できない時の対応については、「他の家族が介助・支援している」が38.1%、「誰にも頼まず自分でできる範囲でがんばっている」が24.5%となっています。このため、本人や介助・支援者の高齢化が進む中で、障がい福祉サービスの利用など家族以外の支援体制を整えていく必要があるものと思われます。

介助者の年齢（障がい者）

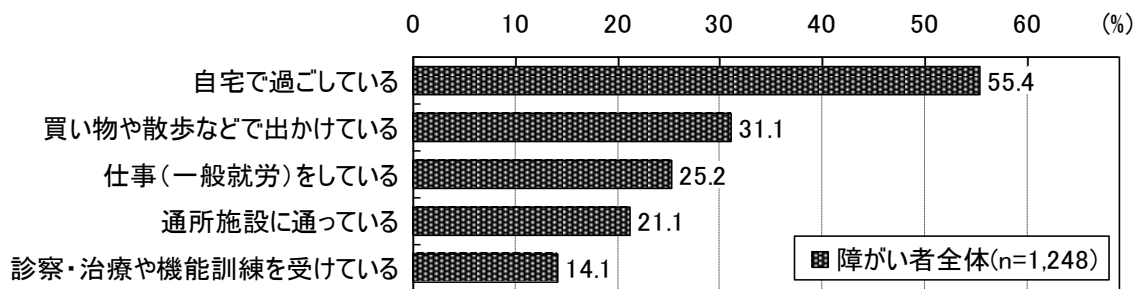


日中の活動や社会参加の状況

○日常的な昼間の時間の過ごし方として、障がい者では「自宅で過ごしている」が55.4%と最も多く、次いで「買い物や散歩などで出かけている」が31.1%、「仕事（一般就労）をしている」が25.2%、「通所施設に通っている」が21.1%などの順となっており、前回調査と大きく変わりはありません。

また、39歳以下では「通所施設に通っている」が38.5%、「自宅で過ごしている」が37.1%となっており、若い世代でも社会参加が十分に進んでいない様子が見えがえします。

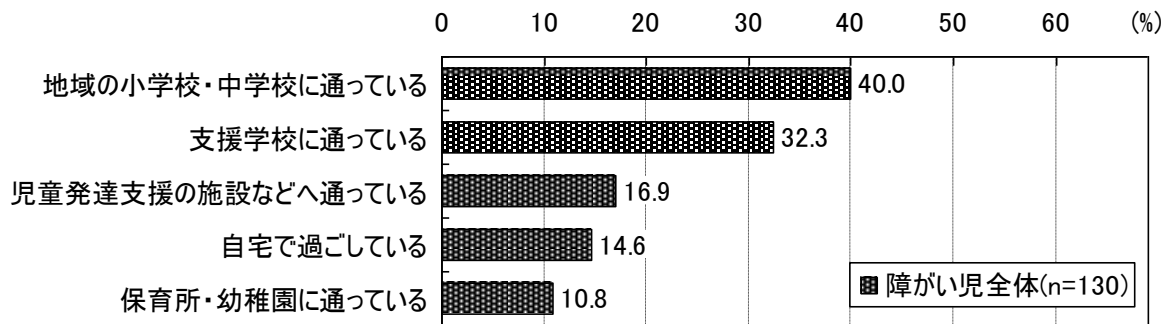
昼間の時間の過ごし方（障がい者：上位5項目）



○仕事や通所施設、学校などの休みの日の過ごし方については、「家の中で過ごしている」が60.2%と最も多く、前回調査の56.3%よりやや増えています。

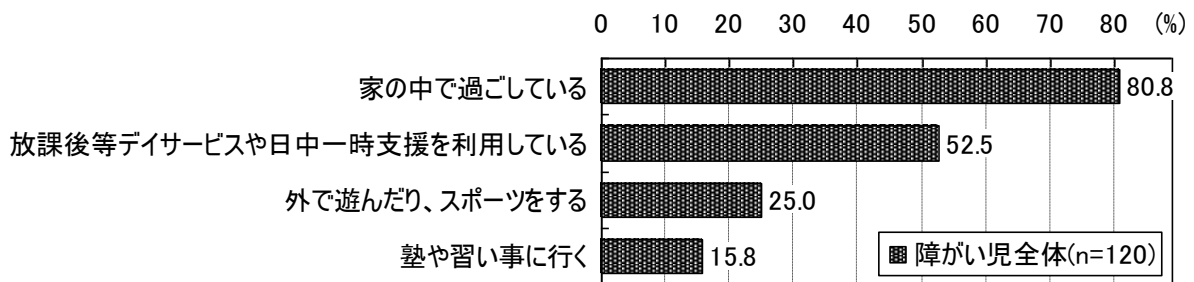
○障がい児については、「地域の小学校・中学校に通っている」が40.0%、「支援学校に通っている」が32.3%、「児童発達支援の施設などへ通っている」が16.9%、「自宅で過ごしている」が14.6%の順となっており、前回調査と比べると、自宅で過ごす児童の割合が低下しています。

屋間の時間の過ごし方（障がい児：上位5項目）



○学校や通園施設などの放課後や休みの日の過ごし方では、「家の中で過ごしている」が80.8%と最も多く、次いで「放課後等デイサービスや日中一時支援を利用している」が52.5%と多く見られます。

放課後や休みの日の過ごし方（障がい児：上位4項目）



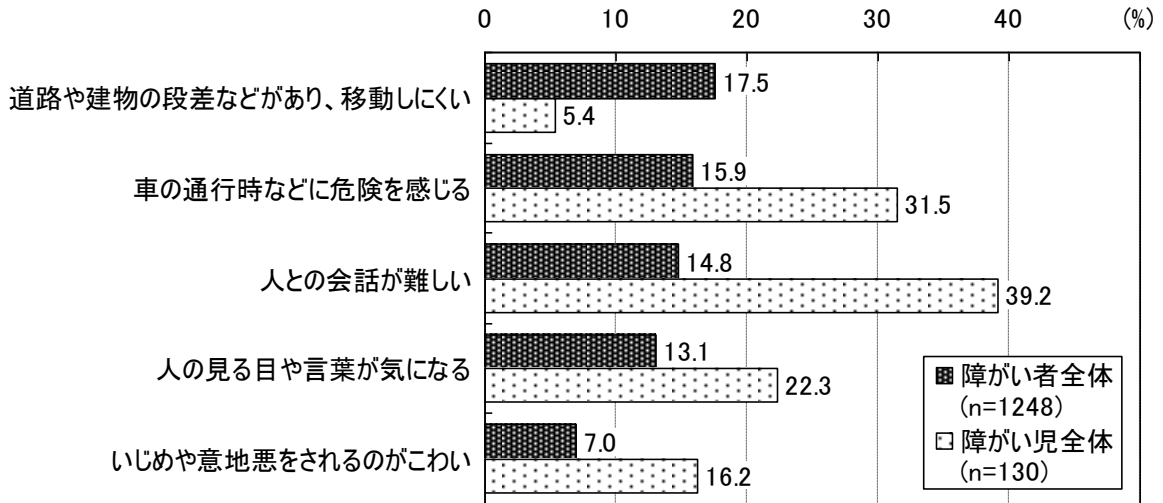
○日中の居場所や活動の場として行ってみたい場所については、障がい者では「ひとりで安心してくつろげる場」が35.0%と最も多く、なかでも精神障がいのある人では43.5%と多く見られます。

○障がい児では、「ひとりで安心してくつろげる場」が52.3%となるほか、「障がいのない人と一緒にさまざまな余暇活動を行える場」と「障がいのある仲間との情報交換や活動、交流を行える場」がそれぞれ35.4%となっています。

○障がいのある人の地域社会への参加を阻んでいるものとして、障がい児で「地域の人々の障がいに対する理解が乏しい」が34.6%と最も多くなっていますが、前回調査の42.1%よりは少なくなっています。

○外出時に何らかの内容で困っている人は障がい者の59.1%、障がい児の80.7%となっています。

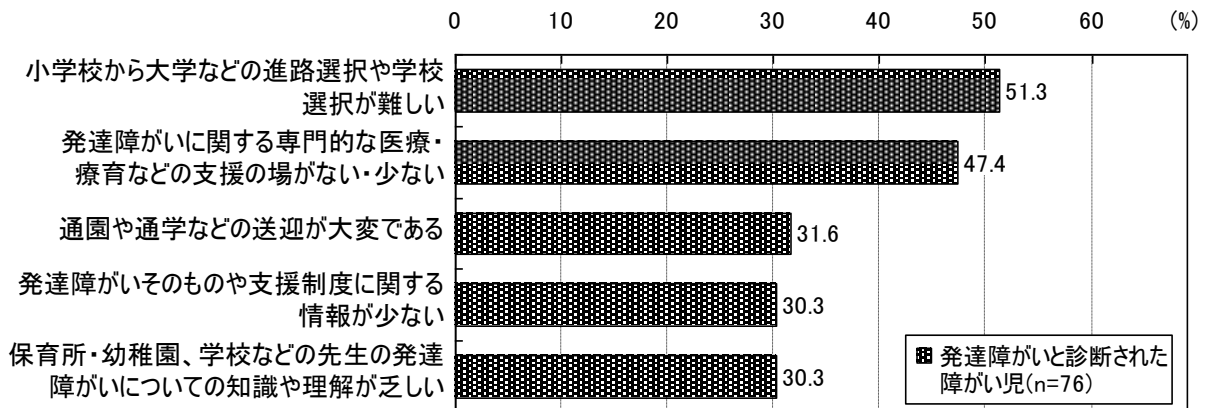
外出時に困っていること（障がい者・児：いずれかの調査で15%以上の5項目）



療育・教育の状況と意識

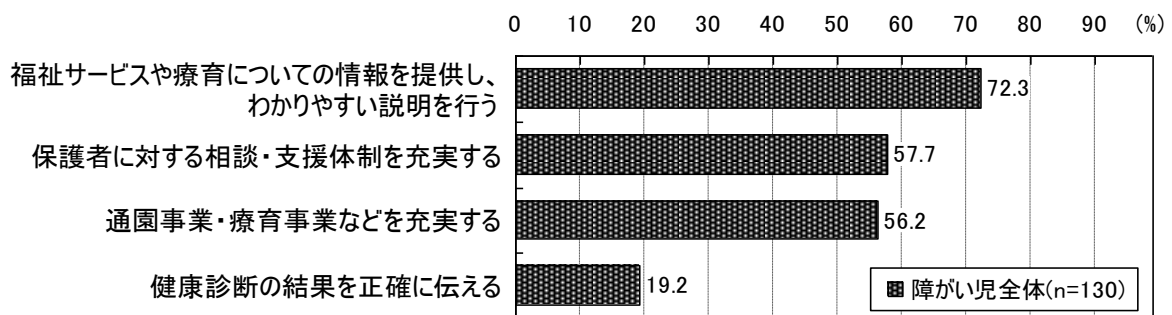
- 障がい児本人の障がいや病気のことで市役所や保健所、医療機関などに最初に相談したのは、「1歳6か月以上3歳未満」が32.3%と最も多くなっています。
- 発達障がいと診断されたり、言われたことがある障がい児のうち、発達障がいについて気づいた年齢は2～3歳が最も多く、気づいたタイミングは「定期健診で指摘された」が31.6%、「家族が気づいた」が28.9%となっています。
- 発達障がいに関して困っていることについては、「小学校から大学などの進路選択や学校選択が難しい」が51.3%、「発達障がいに関する専門的な医療・療育などの支援の場がない・少ない」が47.4%などとなっています。

発達障がいに関して困っていること（障がい児：上位5項目）



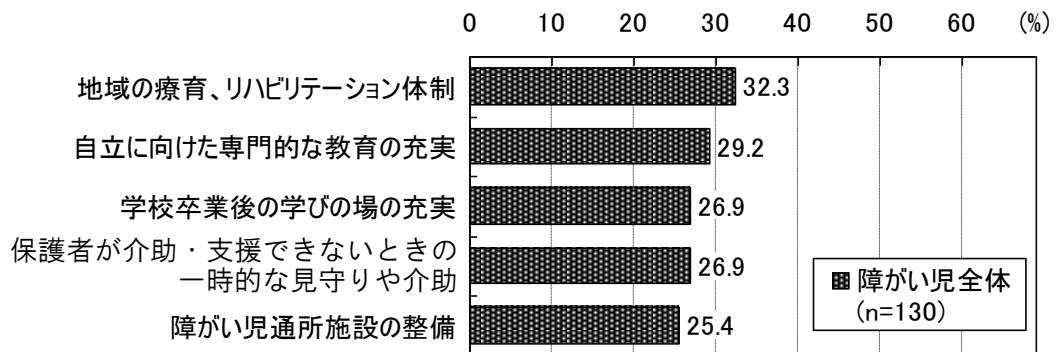
- 学校や通園施設などで困っていることについては、「周囲の障がいに対する知識や経験、理解が十分でない」が31.7%、「コミュニケーションがとりにくい」が30.0%、「障がいの状況等に応じた教育・指導・相談などをしてもらえない」が20.0%などとなっています。
- 母子保健や療育に関して望むこととして、「福祉サービスや療育についての情報を提供し、わかりやすい説明を行う」が72.3%、「保護者に対する相談・支援体制を充実する」が57.7%など、情報提供や相談支援体制の充実が望まれています。

母子保健や療育に関して望むこと（障がい児：上位4項目）



- 充実してほしい障がい児施策・サービスについては、「地域における療育、リハビリテーション体制」が32.3%、「自立に向けた専門的な教育の充実」が29.2%、「学校卒業後の学びの場の充実」と「保護者が介助・支援できないときの一時的な見守りや介助」がそれぞれ26.9%などとなっています。

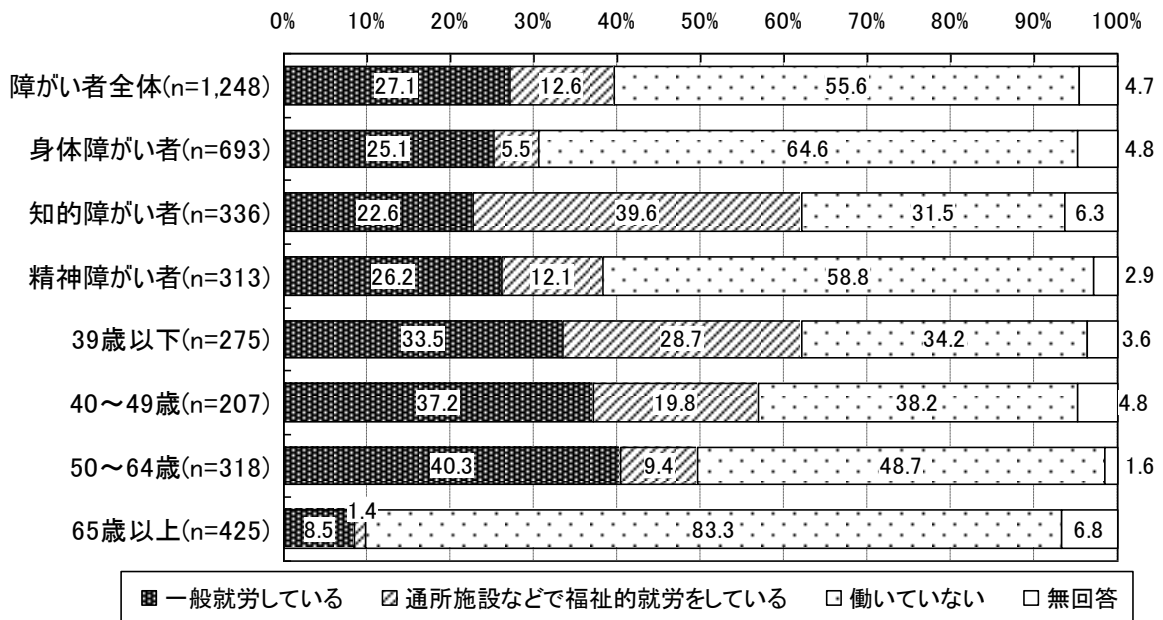
障がい児のための施策・サービスで充実が必要なもの（障がい児：上位5項目）



仕事や収入の状況と意識

- 障がい者のうち、「一般就労をしている」人が27.1%、「通所施設などで福祉的就労をしている」人が12.6%、「働いていない」人が55.6%となっています。このうち、「働いていない」人は39歳以下で34.2%、40～49歳で38.2%となっており、働き盛りと言われる世代での就労支援も課題となっています。
- 一般就労をしている人については、「会社員などの正規の社員（職員）」が37.9%、「派遣、パート、アルバイトなど」が37.3%となっており、前回調査の45.0%より正規職の割合が低くなっています。

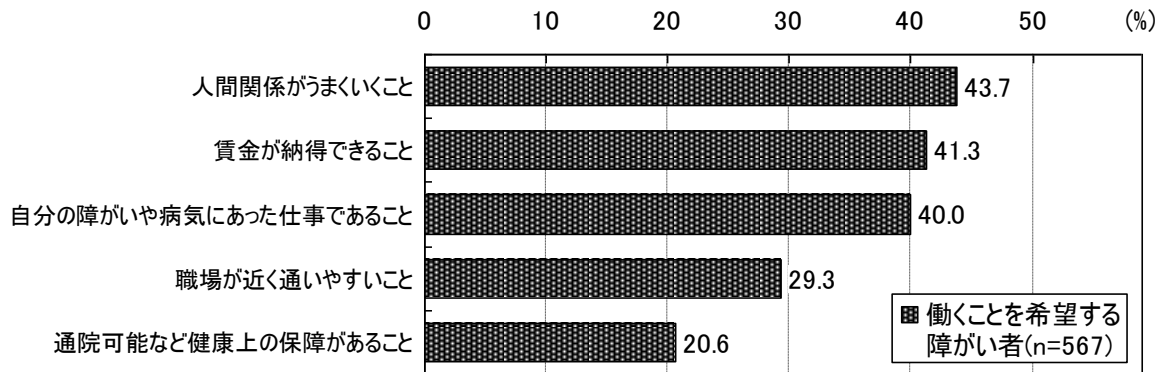
現在の就労状況（障がい者）



- 現在働いていない理由については、「年をとっているから（高齢のため）」が43.8%と最も多く、65歳以上では76.8%を占めています。また、「重い障がいや病気があるから」は31.1%で、知的障がいでは40.6%となっています。
- 現在働いている人も含めて今後働くことを希望している人に働く際の条件を尋ねたところ、「人間関係がうまくいくこと」が43.7%、「賃金が納得できること」が41.3%、「障がいや病気にあった仕事であること」が40.0%などとなっています。

第2章 障がい者を取り巻く状況

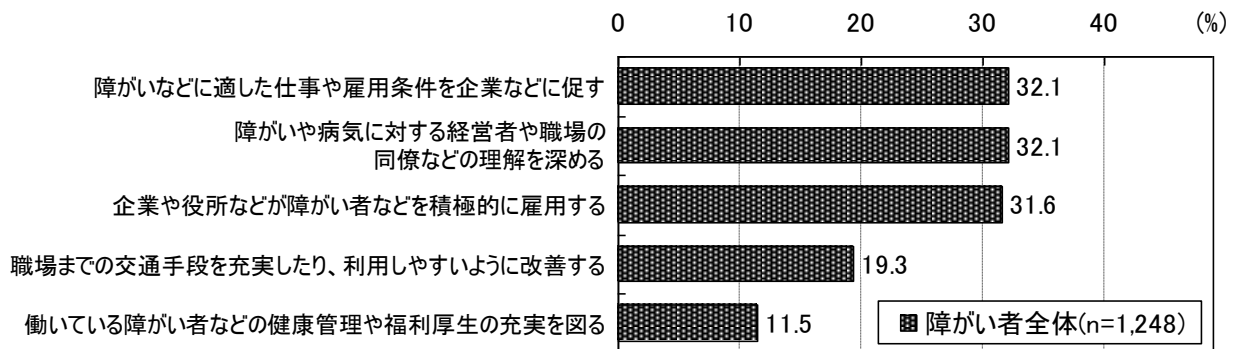
働く際の条件（障がい者：上位5項目）



○障がい者の就労に向けて充実や改善が必要な取組としては、「障がいなどに適した仕事や雇用条件を企業などに促す」と「障がいや病気に対する経営者や職場の同僚などの理解を深める」がそれぞれ32.1%、「企業や役所などが障がい者などを積極的に雇用する」が31.6%などとなっています。

○これらの回答結果から、職場における理解、障がい者への配慮を促すための啓発や支援が引き続き求められるとともに、障がいの特性に応じて多様で柔軟な働き方ができる環境づくりが望まれているものと思われます。

障がい者等の就労に向けて充実や改善が必要な取組（障がい者：上位5項目）



保健・医療に関する状況と意識

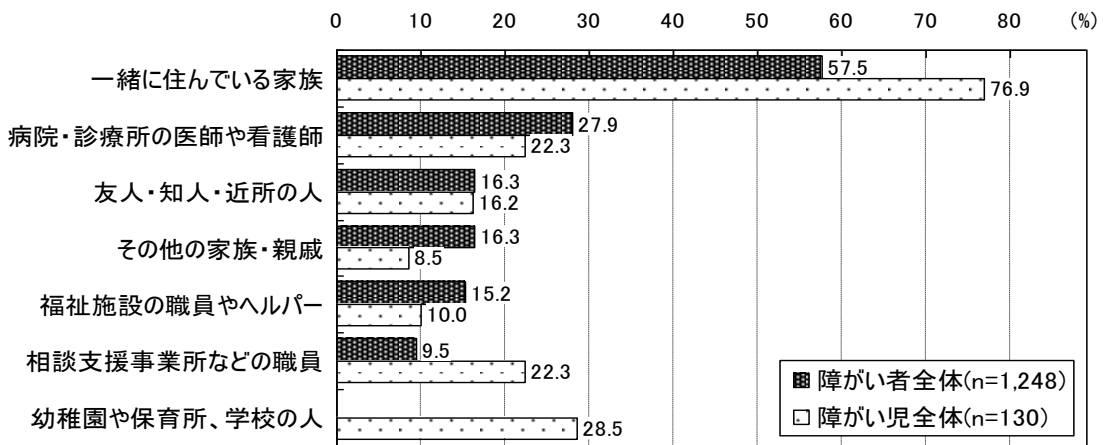
○障がい者の80.5%、障がい児の76.9%が定期的に医療機関へ通院しています。

○保健・医療面で不安に思ったり困っていることとしては、障がい者では「障がいが強くなったり病状が進むこと」が35.6%、障がい児では「症状を伝えにくい、説明がわからない」が23.1%、「理解や経験のある医師が少ない」が20.8%となっています。

情報や相談に関する状況と意識

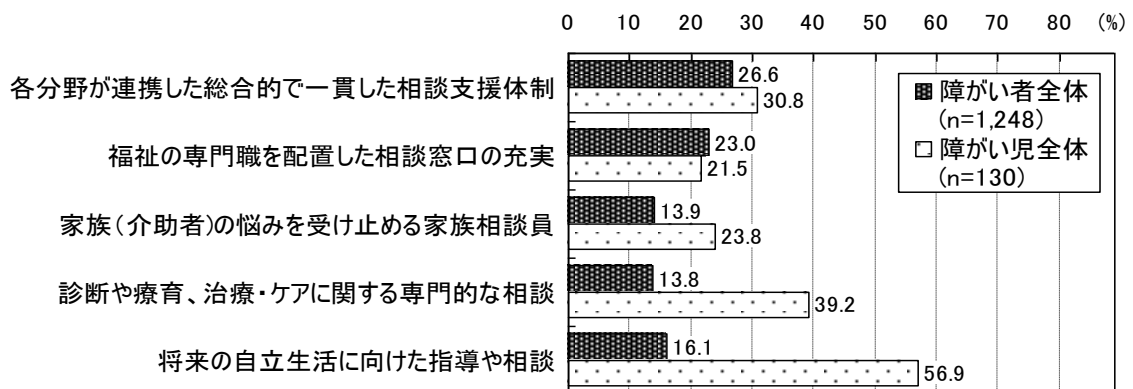
- 「パソコンやスマホなどを使い、インターネットやSNSなどができる」人は、障がい者の43.8%、障がい児の28.5%となっています。
- 保健・福祉サービスに関する情報を「市や社協の広報誌・ホームページ」から入手している人は、障がい者の34.0%、障がい児の25.4%となっています。
- 障がい者の悩みごとの相談先としては、障がい者では、「一緒に住んでいる家族」が57.5%、「病院・診療所の医師や看護師」が27.9%などとなっています。障がい児では、「一緒に住んでいる家族」が76.9%を占めています。

悩みごとの相談先（障がい者・児：いずれかの調査で15%以上の7項目）



- 相談支援体制について希望することについては、障がい者では「各分野が連携した総合的で一貫した相談支援体制」が26.6%、「福祉の専門職を配置した相談窓口の充実」が23.0%などとなっています。障がい児では「自立生活に向けた指導や相談」が56.9%を占めています。

相談支援体制について希望すること（障がい者・児：いずれかの調査で20%以上の5項目）



○障がい者のうち成年後見制度について、「知らない」「聞いたが、詳しくは知らない」という人は合わせて59.7%となっています。

災害など緊急時の対応

○障がい者の69.6%、障がい児の78.5%が地震時の最寄りの避難場所について「知っている」と答えています。また、災害発生時に頼りにできる人がいるかについて尋ねたところ、「一緒に住んでいる家族」が障がい者の59.5%、障がい児の88.5%を占めています。

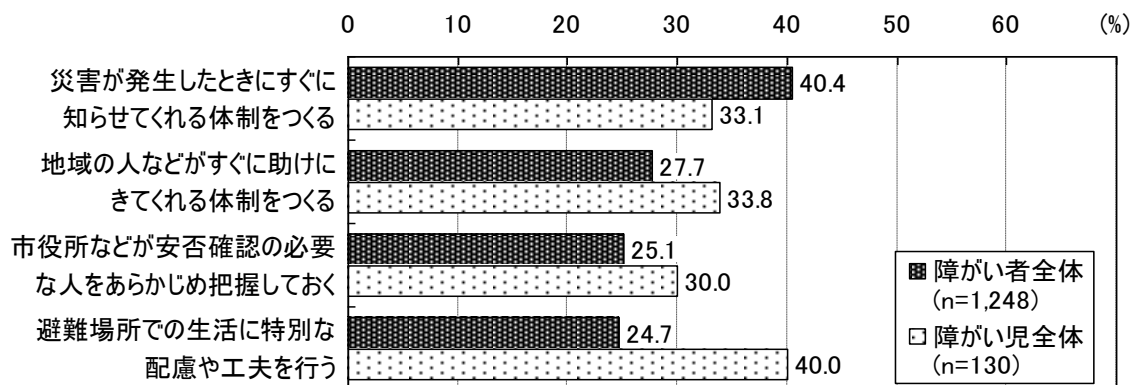
○障がいを理由として避難所への避難にためらいを感じている人は、「とても感じる」「多少感じる」を合わせて、障がい者の49.8%、障がい児の60.7%となっており、ためらいを感じる理由として「迷惑をかけると思ってしまう」が最も多く、障がい者の44.1%、障がい児の58.2%となっています。

○災害時に備えて行っていることを尋ねたところ、何らかの備えをしている人は障がい者の51.1%、障がい児の63.8%となっており、内容としては「非常用持ち出し袋を用意している」が最も多くなっています。

一方、「特に何もしていない」と答えた人は、障がい者の38.7%、障がい児の33.1%となっています。

○緊急時の対応として重要と思うものについては、障がい者では「災害が発生したときにすぐに知らせてくれる体制をつくる」が40.4%、障がい児では「避難場所での生活に特別な配慮や工夫を行う」が40.0%が最も多くなっています。このため、災害発生時に必要な情報が障がいのある人や家族等に伝わる情報アクセシビリティの向上、避難生活における合理的配慮の提供などに今後取り組んでいく必要があります。

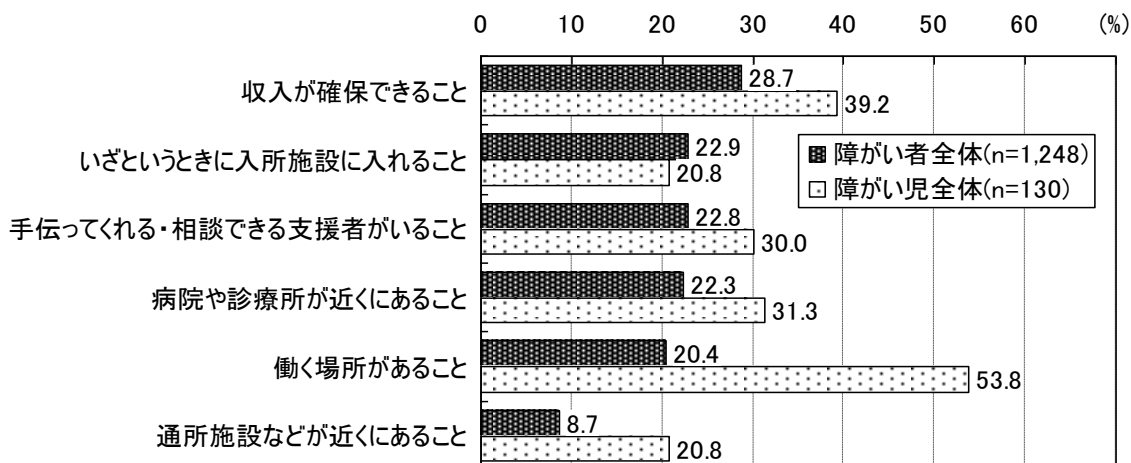
緊急時の対応として重要と思うもの（障がい者・児：障がい者の上位4項目）



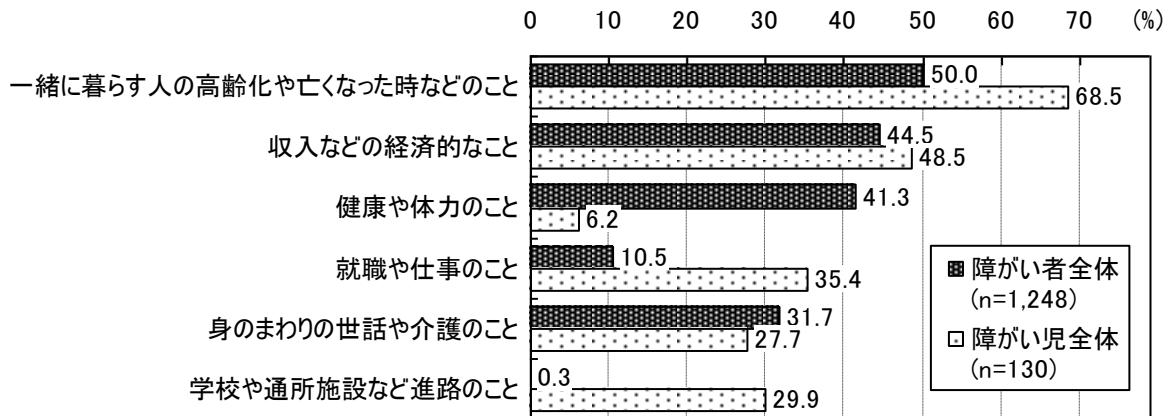
将来の暮らしに関する意識

- 将来どのような生活を望むかについて尋ねたところ、「自宅で、家族などと一緒に暮らす」が障がい者の44.9%、障がい児の64.6%と最も多くを占めており、障がい者本人や介助・支援者の高齢化が進む中で、65歳以上の40.7%、50～64歳の48.4%が「自宅で、家族などと一緒に暮らす」と答えています。
- 将来のことで不安に感じることについては、障がい者の84.6%、障がい児の86.2%が何らかの不安を示しています。
内容別には、障がい者では「一緒に暮らす人の高齢化や亡くなった時などのこと」が50.0%、「収入などの経済的なこと」が44.5%、「健康や体力のこと」が41.3%となっています。障がい児についても「一緒に暮らす人の高齢化や亡くなった時などのこと」が68.5%と最も多く、「収入などの経済的なこと」が48.5%、「就職や仕事のこと」が35.4%の順となっています。
- これらのことから、家族と一緒に暮らすことができなくなる際の生活について、今のうちから家族や支援者とともに考え、将来に備えておくことが重要であると思われれます。
- 将来の暮らしを実現するための条件として、障がい者では「収入が確保できること」が28.7%、「いざというときに入所施設に入れること」が22.9%、「手伝ってくれる・相談できる支援者がいること」が22.8%、「病院や診療所が近くにあること」が22.3%などとなっています。
- 障がい児については、「働く場所があること」が53.8%、「収入が確保できること」が39.2%を占めるなど、生計の確立への関心が強く見られます。

将来の暮らしを実現するために必要なこと（障がい者・児：いずれかの調査で20%以上の6項目）



将来の暮らしで不安に感じること（障がい者・児：いずれかの調査で20%以上の6項目）

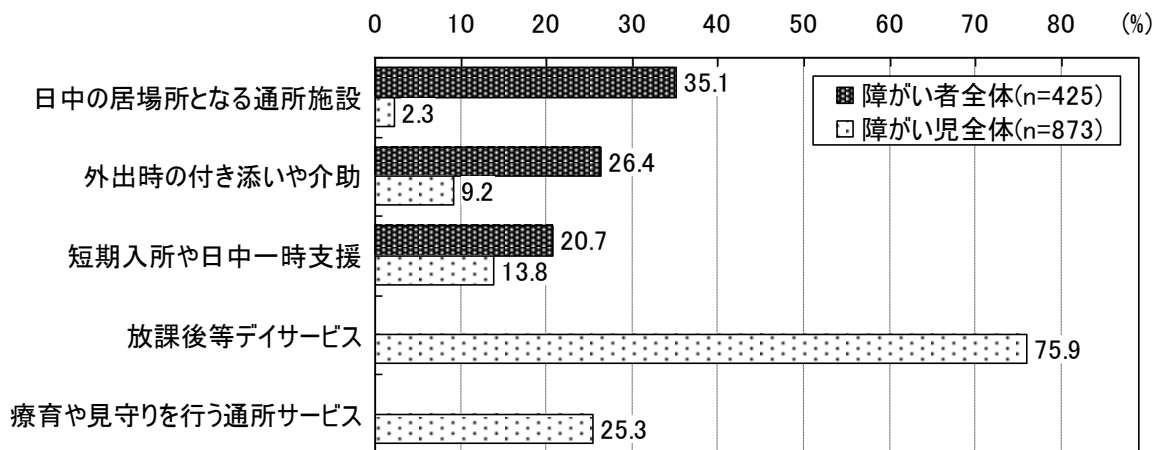


福祉サービスの利用状況と今後の意向

○障がい者のための制度やサービスを利用している人は、障がい者の34.1%、障がい児の66.9%で、内容別には「日中の居場所となる通所施設」が35.1%、「外出時の付き添いや介助」が26.4%、「短期入所や日中一時支援」が20.7%などとなっています。

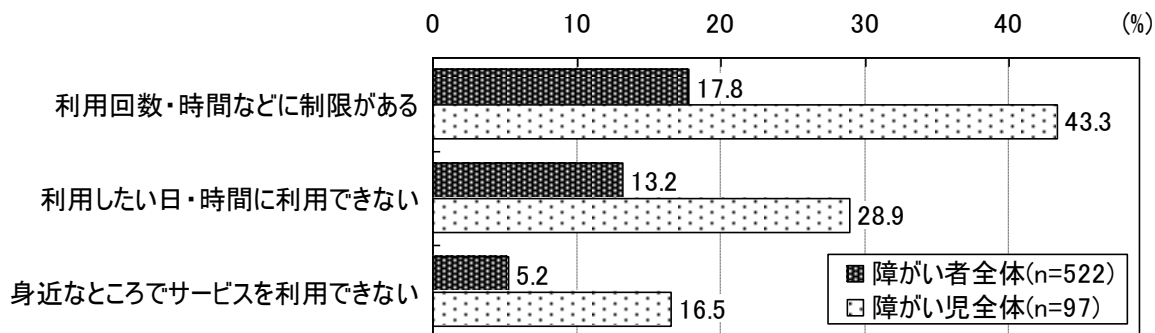
○障がい児では「放課後等デイサービス」が75.9%ととりわけ多くなっています。

利用している制度やサービス（障がい者・児：いずれかの調査で20%以上の5項目）



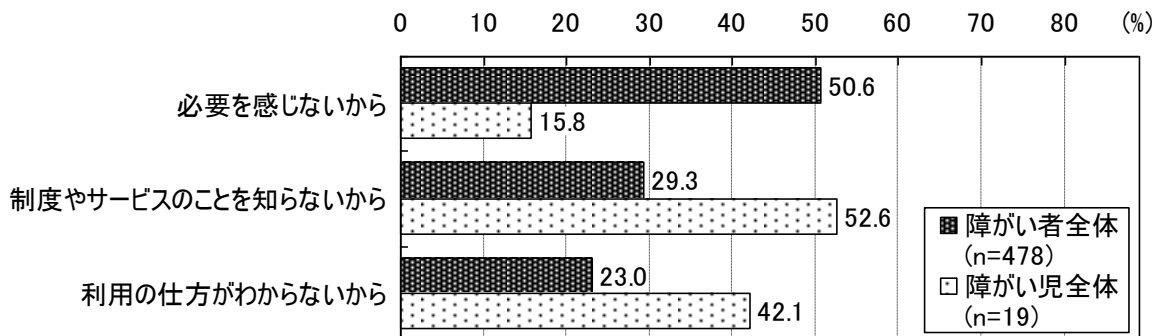
○制度やサービスを利用して何らかの不满を持っている人の割合は、障がい者の48.9%、障がい児の70.1%となっています。内容別には、障がい児で「利用回数・時間などに制限がある」が43.3%、「利用したい日・時間に利用できない」が28.9%と多くなっており、サービス別には外出時の支援、短期入所、障がい児福祉サービスで比較的多くみられます。

制度やサービスを利用して不満に思うこと（障がい者・児：いずれかの調査で15%以上の3項目）



- 制度やサービスを利用していない人にその理由を尋ねたところ、障がい者では、「必要を感じないから」が50.6%、「制度やサービスのことを知らないから」が29.3%、「利用の仕方がわからないから」が23.0%となっています。
- 障がい児では「制度やサービスのことを知らない」が52.6%、「利用の仕方がわからないから」が42.1%を占めていますが、前回調査の結果（30.3%、34.8%）と比べると割合が大きく高まっています。

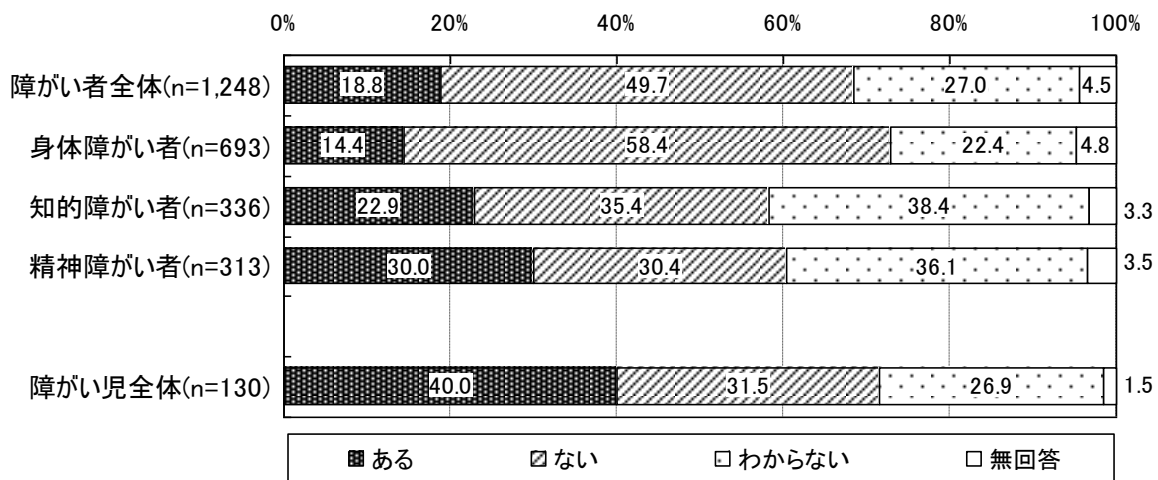
制度やサービスを利用しない理由（障がい者・児：いずれかの調査で20%以上の3項目）



人権に関する意識

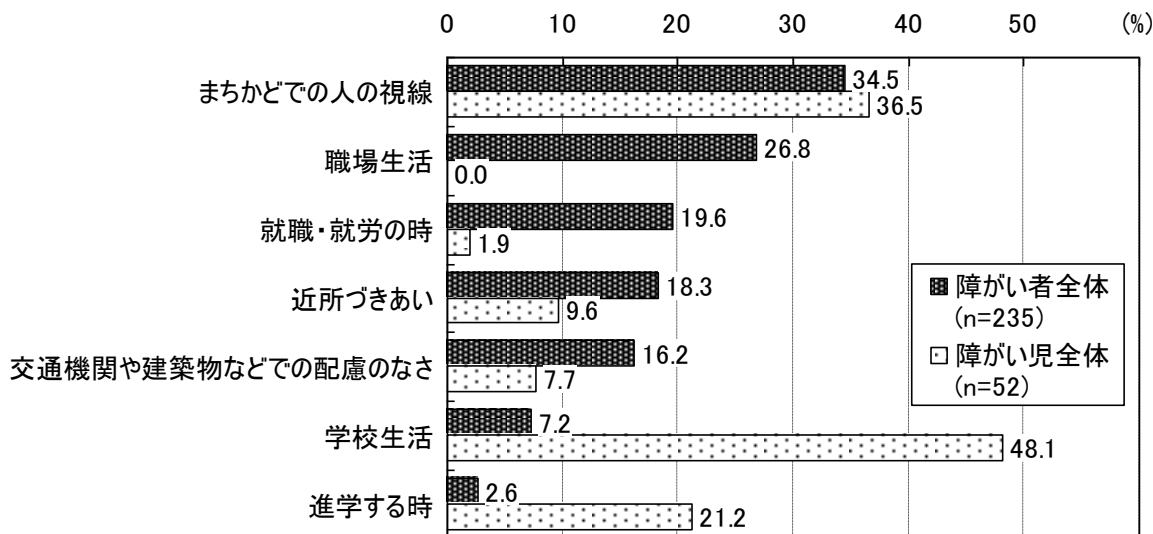
- 障がいのある人の人権に関する法律について「知らない」「聞いたが、詳しくは知らない」という人を合わせた割合は、障害者虐待防止法が障がい者の76.2%、障がい児の70.0%、障害者差別解消法が障がい者の86.5%、障がい児の60.0%となっています。
- 支援機関について「知らない」と答えた人の割合は、障がい者虐待防止センターが障がい者の82.9%、障がい児の89.2%、障がい者基幹相談支援センターが障がい者の84.1%、障がい児の90.8%となっています。
- これらのことから、引き続きあらゆる機会を通じて周知啓発に努めるとともに、必要とする人に関連する情報が行き届くよう、情報アクセシビリティの向上を図っていく必要があるものと思われます。
- 障がいや病気があることで差別を受けたり、偏見や疎外感などを感じたことが「ある」人は、障がい者の18.8%、障がい児の40.0%となっています。

差別を受けたり偏見や疎外感などを感じたこと



- どのような時に差別を受けたり、偏見や疎外感などを感じるか尋ねたところ、障がい者では「まちかどでの人の視線」が34.5%、「職場生活」が26.8%、「就職・就労の時」が19.6%、「近所付き合い」が18.3%、「交通機関や建築物などでの配慮のなさ」が16.2%などの順となっています。
- 障がい児では、「学校生活」が48.1%と最も多く、次いで「まちかどでの人の視線」が36.5%、「進学する時」が21.2%となっています。

差別や偏見などを感じる時（障がい者・児：いずれかの調査で15%以上の7項目）



○市民の障がい者理解はここ5年で深まったと思うかを尋ねたところ、「深まったとは思わない」「あまり深まったとは思わない」を合わせた結果は、障がい者の56.3%、障がい児の68.5%となっています。

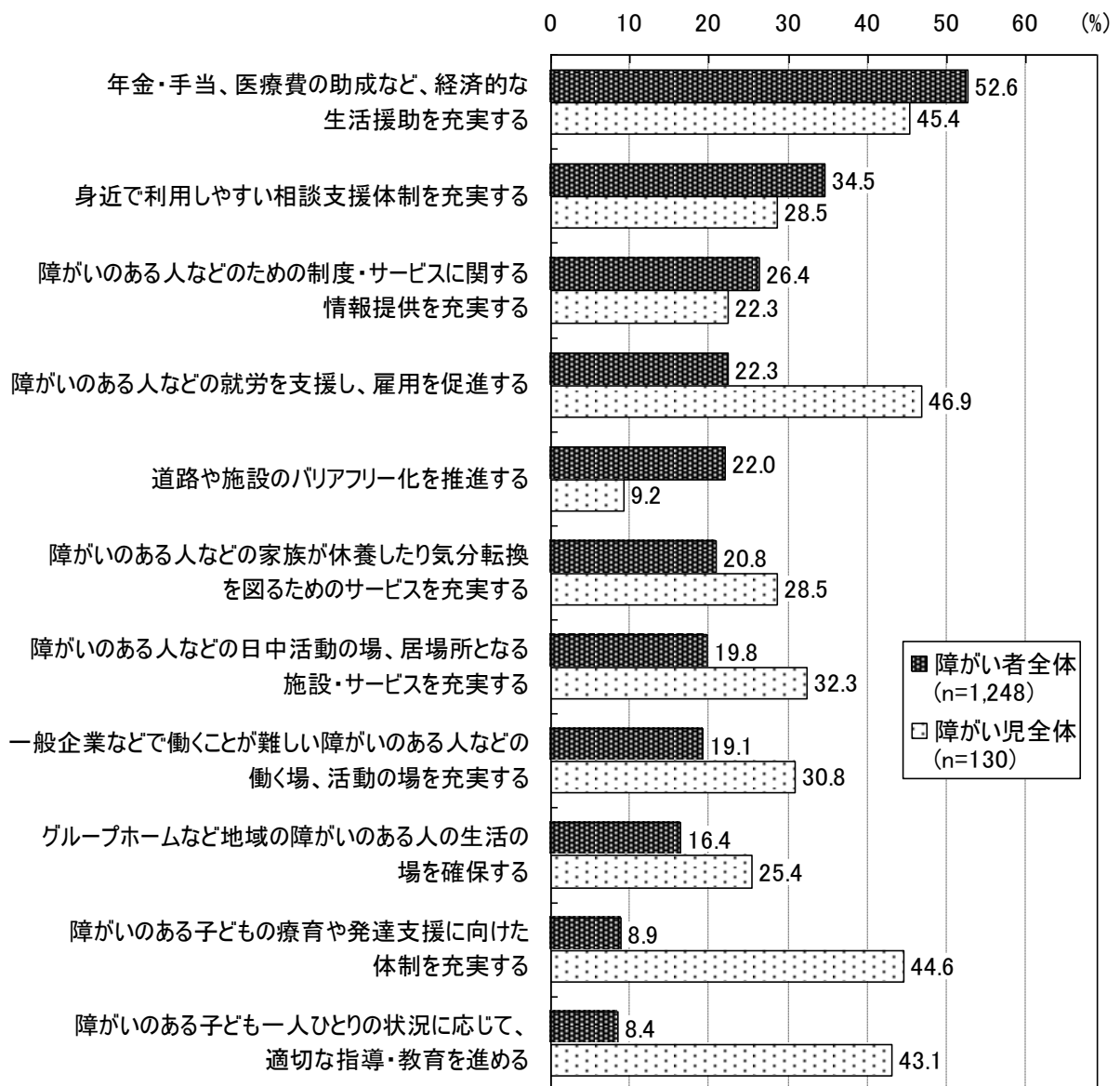
○市民の障がい者理解をより深めるために必要なこととしては、「メディアで見聞きする機会を増やすこと」が最も多く、障がい者の42.5%、障がい児の50.8%となっています。これに次いで、障がい者では「広報誌や広報番組で取上げる」が38.1%、障がい児では「グループホームや通所施設が身近な地域に増えること」が45.4%、「地域の活動に参加する機会を増やすこと」が42.3%となっています。

障がい者施策の方向性に関する意識

○行政として充実させるべき施策として、障がい者では「年金・手当、医療費の助成など、経済的な生活援助を充実する」が52.6%と最も多く、次いで「身近で利用しやすい相談支援体制を充実する」が34.5%、「障がいのある人などのための制度・サービスに関する情報提供を充実する」が26.4%、「障がいのある人などの就労を支援し、雇用を促進する」が22.3%、「道路や施設のバリアフリー化を推進する」が22.0%の順となっています。

○障がい児では、「障がいのある人などの就労を支援し、雇用を促進する」が46.9%と最も多く、次いで「年金・手当、医療費の助成など、経済的な生活援助を充実する」が45.4%、「障がいのある子どもの療育や発達支援に向けた体制を充実する」が44.6%、「障がいのある子ども一人ひとりの状況に応じて、適切な指導・教育を進める」が43.1%、「障がいのある人などの日中活動の場、居場所となる施設・サービスを充実する」が32.3%の順となっています。

行政として充実すべき施策（障がい者・児：いずれかの調査で20%以上の11項目）



① 障がい児者団体へのアンケート調査の主な結果

調査の概要

調査目的	計画策定に向けて、市内の障がい者や家族、支援者等が抱える課題や福祉ニーズ、制度改革や計画策定への意見等を把握するために実施しました。
調査対象	高槻市身体障害者福祉協会（高身協）、高槻市視覚障害者福祉協会（高視協）、高槻市聴力障害者協会（高聴協）、高槻市腎友会、知的障害者育成会高槻手をつなぐ親の会、高槻市肢体不自由児者父母の会、高槻市精神障害者家族連絡協議会（高精協）、高槻事業所連絡会、高槻喉友会、高槻難聴児親の会、TJO・ネット、自閉症の人のバリアフリーを考える親の会はぐくみ
調査方法	配布・回収ともメールまたはFAXにて実施
調査期間	令和2年8月～9月

主な調査結果

分野・項目	主な意見
1. 個人としての 尊厳の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消法で合理的配慮については、かなり良くなってきている。障がい者がつらい思いをすることがない社会になるよう、取り組むべきだ。 ・ 障がい者の就労に関する合理的配慮については、行政に課された「法的義務」と同様の取り扱いとするべきだ。 ・ 障がいへの理解が差別をなくし、虐待を防止するための重要かつ唯一の方法だ。「無知の克服」について市を挙げて推進するべきだ。 ・ 共生社会教育を中学校で実施し、保護者にも理解を図るべきだ。 ・ 一般市民（大人）の協力の確保策を検討するべきだ。 ・ 市独自の障がい者差別解消条例を制定するべきだ。 ・ 市職員の手話習得者を増やすために、行政内部で手話講座を積極的に開催するべきだ。 ・ 手話通訳派遣の制限を緩和し、利用しやすい制度に改善するべきだ。 ・ 親の高齢化に対応するため、相談員を増やし、相談支援体制を充実させるべきだ。 ・ 各中学校区へのコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置を進めるべきだ。 ・ 自立と社会参加を目指したサービス等利用計画案になるよう、各機関と相談支援事業者が連携を深めるべきだ。 ・ ひきこもり者が増加、長期化してきており、訪問相談員等の対策を強化するべきだ。

分野・項目	主な意見
1. 個人としての 尊厳の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童から成人への移行時の支援を切れ目なく継続するべきだ。18歳以上の計画相談で受け皿が少ないと聞いているので、質の良い相談支援を継続して受けられるよう、事業所への支援もするべきだ。 ・ 高槻市障がい者福祉センターにおけるネット環境を整え、すべての部屋でネットを使った講義や活動ができるようにするべきだ。 ・ 親亡き後の身上監護ため、成年後見制度の普及を図るべきだ。 ・ 裁判所が選任した弁護士や司法書士等の成年後見人をチェックする機構が必要だ。 ・ コミュニケーションツールの重要性を啓発するべきだ。 ・ 難聴児の在籍校には、手話のできる先生を複数名配置し、健常児にも自然と手話を目にする機会をつくってほしい。 ・ 障がい者福祉センターに「人権センター」の機能を備えるべきだ。 ・ 市役所や病院などの施設で、テレビ電話を活用した手話通訳サービスが利用できるようにタブレット型端末を設置してほしい。 ・ 障がい者相談員への研修機会を拡充し、知識の充実を図るべきだ。 ・ 虐待とわかっていても通報しにくい現状がある。
2. 地域における 生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高槻障がい福祉サポートネットワークを24時間365日体制にするべきだ。 ・ 高槻障がい福祉サポートネットワークが実効的・機動的なものとなるよう、基幹相談支援センターが各事案の対応・指揮を行うべきだ。 ・ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを実現するべきだ。 ・ 外出時の支援者を養成し、人員を確保するべきだ。 ・ 短期入所の支給量は、個別の事情に応じて柔軟に扱うべきだ。また、受け皿となる事業所の整備推進を実施するべきだ。 ・ ひきこもって通院できない当事者を支えるアウトリーチ（訪問医療体制）をさらに充実させていくべきだ。 ・ 精神障がい者は共同生活が苦手という人が多い。安心して地域で暮らせるよう、サテライト型グループホームの整備が必要だ。 ・ 知的障がい者、発達障がい者が、高齢になるとより細かい生活支援が必要となる。一人ひとりに合った支援を考えるべきだ。 ・ グループホームがなかなか建てられないと聞く。地域の理解を進め、一人ひとりに合う多様性のあるホームづくりを目指すべきだ。 ・ 地域生活支援事業は市の独自色を出せる。必要に応じて柔軟に支給決定するべきだ。 ・ 地域移行を推進するために、具体策な対策を講ずるべきだ。 ・ 障がい福祉人材の確保のため「学生向け」「社会人経験者向け」の広報活動を実施し、埋もれている人材の活用を図るべきだ。 ・ すべての障がい者が過度な経済的な負担がなく、安心して暮らせる街にしてほしい。 ・ 難聴者の人工内耳、補聴器等の助成制度を充実するべきだ。

分野・項目	主な意見
<p>3. 自立と社会参加の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者雇用を推進するべきだ。また、新型コロナウイルス感染症の影響による雇い止め等に対する支援を行うべきだ。 ・精神障がい者は、就労後1年以内に退職するケースが多いため、ジョブコーチの支援をもっと長期間受けられるようにするべきだ。 ・就労移行支援や自立訓練事業の利用回数や連続利用年数の制限について、必要に応じて柔軟に支給決定するべきだ。 ・通勤時の支援について検討するべきだ。 ・支援学校高等部卒業後の「学びの場」の確保を推進するべきだ。 ・手話通訳者設置事業について、手話通訳士の資格を有する者を設置するべきだ。 ・障がい者が重たいほど、制度が無いなど遅れている。重症心身障がい及び医療的ケアを要する人への支援を充実するべきだ。 ・放課後等デイサービスは医療的ケア児が利用できない。また他市に比べ、利用上限日数が少ない。 ・「自立」を「個人の責任（自助）」ではなく、「行政の責任（公助）」として、施策を進めるべきだ。 ・難聴児は言葉を教えるときに、内容をイメージしづらく、視覚的な支援が必要なので、学校にタブレットの貸し出しやインターネットが使える環境を整備してほしい。また、手話通訳派遣では、子どもがわかりやすい表現で手話をするようにしてほしい。 ・地域の学校の教職員が手話や聴覚障がいの知識を深めるべきだ。 ・地域社会でさりげなく過ごしている障がい者の姿を見受けることが少なくなっていることに危惧を感じる。 ・行政の障がい福祉政策や医療体制の充実と並行して、教育現場や社会啓発などの障がい児者理解がより充実することが大切だ。 ・障害者権利条約第十条と第十七条の遵守が、自立・社会参加を促進するための手段だ。 ・手話言語条例を形だけのものとせず、手話教室の積極的な開催や、手話通訳をより利用しやすくする取組が必要だ。 ・中途障がい者の中には、仕事柄、退職を余儀なくされる方もいる。就労中の知識、技術を活用できるようにすれば、ひきこもり防止に役立つ。

分野・項目	主な意見
4. 人にやさしいまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時、障がい特性（特に視覚、聴覚障がい）に応じた情報アクセシビリティを向上させるべきだ。 ・ 災害時に避難してきた人たちをまずは受け入れることを避難所のマニュアルに明記してほしい。新型コロナウイルス感染症の関係で定員が減少しているが、まずは人の命を守ることを優先するべきだ。 ・ 福祉避難所の迅速な設置が可能となるよう、設置場所・備品・必要な配慮等を平時から把握しておくべきだ。 ・ 避難所では、障がいのある人の特性にあわせた支援と、プライバシーの保護が必要だ。 ・ 行政が災害時に災害時要援護者情報を積極的に関係団体と共有して、取りこぼし・置いてきぼりのないようにするべきだ。 ・ 鉄道駅のホーム柵や点字ブロック敷設等、当事者と連携して設置を進めるべきだ。 ・ 窓口には必ずメモと筆記具を用意するべきだ。 ・ 障がい者の住宅の確保策を検討するべきだ。 ・ 災害時や避難時に、避難所の地域格差が大きい。
その他、計画策定に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉相談支援課は、老若男女を問わず、ワンストップで市民が相談を受けられる窓口にしていく必要がある。 ・ 当事者の立場で考えてほしい。 ・ 障がい当事者の声を計画の中にしっかり落とし込むべきだ。 ・ 障がいがある人が住みやすいまちは、誰もが住みやすいまちであるはずだ。「障がいのある人が住みやすいまちNo. 1」を目標とすることを宣言し、本気で取り組むべきだ。 ・ 形式的にPDCAサイクルを繰り返すだけの計画とならないように。 ・ わかりやすいサブタイトルなど、読もうと思える工夫をするべきだ。 ・ 市民に対しての啓発活動をさまざまな場面で実施するべきだ。 ・ 同じ障がいでも人それぞれ程度に差があるので、支援内容もきめ細かな対応ができればよい。 ・ 現在の高槻市は、幼児期から老人になるまで障がい児者を分けすぎていると感じる。共に過ごすことで、お互いを理解し優しい社会が構築できることは立証済みのはずだ。

2 今後の施策推進に向けた課題

本項では、これまでに示した障がい者施策の実施状況、障がい当事者向けアンケート、障がい児者団体向けアンケートなどから浮かび上がった、今後の施策推進に向けた課題を、4つの施策展開の基本的な方向性及び10の施策展開項目に合わせてまとめています。課題分析と施策展開に一貫性を持たせることで、PDCAサイクルに基づく適切な進捗管理を行います。

(1) 個人としての尊厳の尊重

《相談支援の充実》

- 障がい者が地域で安心して生活を送ることができるよう、身近なところで、必要な時にいつでも相談でき、適切な支援を受けられる体制の充実が引き続き求められています。アンケート結果では、相談支援体制について「各分野が連携した総合的で一貫した相談支援体制」、「福祉の専門職を配置した相談窓口の充実」、「自立生活に向けた指導や相談」などを望む人が多く見られます。
- 市では、福祉相談支援課を新たに開設しました。従来、高齢者・障がい者・生活困窮者に分かれていた相談業務を一つの課に集約することで複合的な課題に対応する市民にわかりやすいワンストップ窓口としたものです。今後は福祉相談支援課が関係各課・関係団体と連携しながら市民からのさまざまな相談に応じ、より相談しやすい体制づくりを進めるとともに、各相談機関との顔の見える関係づくりや情報共有の機会の充実などを図り、市全体としての相談支援体制の充実に努めていく必要があります。
- 障がい福祉や介護保険など、個別分野の福祉制度にあてはまらない狭間にある人への支援や、公的なサービスだけでは対応できない複合的な課題を抱える世帯の多様なニーズに応えるための体制づくりが求められています。
- サービス等利用計画については、セルフプランが約半数を占める現状に鑑み、計

画相談のさらなる導入に向け、相談支援事業所の運営安定化や相談支援専門員数の増加を図るとともに、質の向上につながる取組を継続する必要があります。

- 障がい当事者や家族がさまざまな経験や情報を活かし、身近な地域で当事者や家族の目線に立って行う、ピアカウンセリングや障がい者相談員などのピア活動（当事者活動）の周知や内容の充実が求められています。

《権利擁護・啓発の推進》

- 障がいのある人もない人も、すべての人がともに生きる一人の人間として、その人権が尊重され、一人ひとりが望む生活を主体的に選び、あらゆる面で権利が擁護される平等な社会をめざす「ノーマライゼーション」や「エンパワメント」、「インクルージョン」などの考え方を踏まえるとともに、人々が助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた施策の推進を図っていく必要があります。
- アンケート結果では、障害者差別解消法や障害者虐待防止法、成年後見制度など、障がい者の人権に関する法律や制度、支援機関についてまだまだ周知が進んでいない状況が明らかになりました。このため、障がい当事者、家族や関係者にとどまらず、すべての市民に向けて、あらゆる機会を通じた周知・啓発に引き続き努めていく必要があります。
- 8050問題や親なき後の問題に代表される介護者の高齢化に伴い、福祉サービスを選び、決定することが困難な人を支援する成年後見制度の必要性は高まると考えられます。権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりなど、取組を推進していく必要があります。
- アンケート結果では、市民の障がい者理解が深まったとは思わない人が半数以上を占めました。これに対し、地域における障がい者理解を促進するため、さまざまな媒体や機会を活用した、より効果的な手法によって、継続的な周知・啓発に努めることが必要です。
- 障がい者への支援も含め、地域福祉活動への理解を深めるためには、市民に向

けた啓発活動、ボランティア体験、地域行事の開催等を通じた市民交流等により、暮らしやすい環境づくりを進めていくことが求められています。

- 障がい児者に対する虐待の未然防止、早期発見、早期対応について、引き続き関係機関が連携して取り組むとともに、被虐待者及び虐待者への適切な支援を行う必要があります。また、虐待発見時に周囲が通報しやすい環境づくりのため、広く市民に通報義務や通報窓口を周知することが重要です。
- グループホーム等の建設時に地域で反対運動がおこる「施設コンフリクト」の防止に向け、いっそうの啓発に取り組み、地域の理解を深めることが必要です。また、地域住民が、障がいに対する無理解や予断・偏見に基づき、建設反対や開設にあたってさまざまな条件を付することは人権侵害であるとの認識のもと、市と設置事業者が連携を密にしながら、毅然とした態度で取り組むことが重要です。
- 市民一人ひとりがバリアフリー化についての理解を深め、互いに助け合うあたたかな心配りのあるまちを目指して、「心のバリアフリー」の周知や取組の推進が必要です。
- 障がい者への支援の原則は自己決定の尊重であることを前提として、自ら意思を決定することが困難な障がい者が、自らの意思が反映された日常生活・社会生活を送るため、可能な限り本人自ら意思決定できるように支援する取組が必要です。

《情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実》

- アンケート結果では、前回調査時より割合は低下したものの、サービスを利用していない理由として「制度やサービスのことを知らないから」、「利用の仕方がわからないから」と答えた人が見られます。また、保健・福祉サービスに関する情報の入手先として「市や社協の広報・ホームページ」が最も多くなっており、必要とする人に関連する情報が効果的に行き届くよう、障がい特性に応じた情報アクセシビリティの向上が重要となっています。
- 視覚障がい者や聴覚障がい者を中心に、災害時の情報を収集し、情報がきちん

と行き届くよう配慮を求める声が多いほか、知的障がい者や障がい児等では、避難場所での生活に特別な配慮を必要としています。災害発生時に必要な情報が、障がいのある人に迅速かつ正確に伝わるよう、多様な媒体による防災情報の発信を行うとともに、避難生活における合理的配慮の提供を進展する必要があるとあります。

- 手話言語条例の施行に伴い、手話通訳をより利用しやすい環境を整えていくことや手話通訳者の養成、手話や聴覚障がいへの理解を広めることが必要です。
- 盲ろう者への触手話や指点字、視覚障がい者への代読や代筆、知的障がいや発達障がいのある人とのコミュニケーション、重度の身体障がい者に対するコミュニケーションボードによる意思の伝達など、多様な手法によって、情報を受発信できる環境を整えていくことが求められています。

(2) 地域における生活支援の充実

《生活支援の充実》

- 本人や家族など介護者・支援者の高齢化が進む中で、アンケート結果では将来不安に感じる事として「一緒に暮らす人の高齢化や亡くなった時などのこと」を多くの方が挙げています。これに対し、福祉サービスの利用など家族以外の支援体制を整えていく必要があるとともに、家族や支援者とともに将来に備えておくことの大切さを広く伝えていく必要があります。
- 福祉サービスのうち、外出時の支援、短期入所、障がい児福祉サービスなどで「利用したい日・時間に利用できない」と答えた人が比較的多く見られました。サービスの利用意向や障がい特性に応じたニーズに合わせて必要な支援を受けやすくなるよう、障がい福祉計画・障がい児福祉計画における各サービスの利用見込量等に沿った社会資源の整備や人材の確保・育成を引き続き推進する必要があります。
- 入所施設や病院からの地域移行については、第5期障がい福祉計画で掲げた成果目標には至らず、進展していません。また、地域移行支援、地域定着支援の

利用は低調な状況となっています。また、アンケート結果では、入所施設へのニーズが根強く高い状況も見受けられます。障がい者が自ら住みたいと思う場所で希望する生活を継続できるよう、地域の理解促進、地域生活の受け皿となるグループホームの確保、退所・退院に向けた意欲喚起、地域移行後の継続的な相談支援や生活支援の円滑な実施等について、いっそう充実を図る必要があります。

これらの取組を進めるために面的整備により構築した高槻障がい福祉サポートネットワーク（地域生活支援拠点等）については、実効的・機動的な支援体制となるよう、関係各課・支援機関による相互の連携を図っていくとともに、ネットワークの望ましいあり方について検討を重ねる必要があります。

- 障がい児支援や、介護保険サービスと障がい福祉サービスとの併給関係については、利用者等の理解を得ながら、多様化するニーズに対し適切なサービス利用につなげることが求められています。子育て、教育、医療、福祉、就労、介護等、各ライフステージに関わるあらゆる分野の連携を強化していくことが必要です。
- 精神保健福祉施策の充実については、障害者総合支援法では障がいの種別に関わらず自立を支援するための福祉サービスは共通の制度によって提供されることとされており、他の障がい種別と同様に各種制度の対象としています。なお、有料道路の割引制度など、一部制度の対象とならない点については、引き続き問題解消に向けた国等への働きかけが必要です。
- 発達障がいや高次脳機能障がい、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者、難病患者、強度行動障がいのある人などへのサービス提供体制については、十分な状況とは言えないことから、相談支援体制の充実やそれぞれのニーズに応じた福祉サービスの提供、専門的人材の育成支援などに引き続き取り組んでいく必要があります。
- 発達障がいについては、乳幼児健康診査などにおける早期発見、早期支援に取り組むとともに、関係職員・教員等に対する研修を実施するなど、各部署においてさまざまな取組を行っていますが、潜在的なニーズが相当数あるものと推測されること、学齢期になると学校以外の場での相談・支援が途切れること、

成人期における相談支援体制が十分ではないことなど、本人や家族に対する継続的な支援体制の強化を図る必要があります。

- 障がい福祉サービス事業所の新規開設や、バリアフリー化、消防設備の設置といった利用者の安全確保・利便性の向上を図るための更新等について、引き続き補助制度の活用によって支援を行い、社会資源の充実を図る必要があります。

《保健・医療の充実》

- アンケート結果では、母子保健や療育に関して望むこととして、情報提供や相談支援体制の充実が挙げられており、保健、医療、福祉等、専門分野を超えた連携強化が必要です。
- 保健・医療面で不安に思ったり困っていることとして、障がい児では「症状を伝えにくい、説明がわからない」、「理解や経験のある医師が少ない」という回答が比較的多く、医療機関における障がい特性の理解の促進を図っていく必要があります。
- 発達障がいに気づいたきっかけとして、「定期健診での指摘」が最も多くなっており、発達課題、障がい、疾病等を早期発見するため、乳幼児健康診査の高い健診受診率を維持するとともに、精度管理や医療機関等との連携強化などの取組が引き続き必要です。

(3) 自立と社会参加の促進

《教育・育成の充実》

- 特別な支援や医療的ケアを必要とする児童数や、児童発達支援、放課後等デイサービス等の利用児童数が増加しています。今後もこれらの傾向は続くことが考えられるため、切れ目のない一貫した相談支援や子どもの成長過程や利用ニーズに応じたサービスを継続して提供できる体制の確保を図っていく必要があります。
- アンケート結果では、学校や通園施設などで困っていることとして、「周囲の障がいに対する知識や経験、理解が十分でない」、「コミュニケーションがとりに

くい」、「障がいの状況等に応じた教育・指導・相談などをしてもらえない」といった回答が寄せられていることから、学校等における教職員や障がいのない児童や保護者の理解をより深めていくことが必要です。

- 通園・通学時の支援について、子育て、教育、福祉等各分野の連携強化による取組の進展が求められています。

《雇用・就労、経済的自立の支援》

- アンケート結果では、過去の調査と比べて就労している人の割合が伸び悩んでおり、働き盛りと言われる世代の就労支援が課題となっています。また、一般就労をしている人については、前回調査より正規職の割合が低くなっています。
- 就労希望者に働く際の条件を尋ねた結果は、「人間関係がうまくいくこと」、「賃金が納得できること」、「障がいや病気にあった仕事であること」の順となっており、職場における理解、障がい者への配慮を促すための啓発や支援が引き続き求められるとともに、障がいの特性に応じて多様で柔軟な働き方ができる環境づくりを進めていく必要があります。
- 福祉施設から一般就労への移行等については、多くの障がい者が、意欲や適性、能力に応じた働き方を選択し、自信や生きがいをもって働き続けることができるよう、またさまざまな理由により一般就労から離れた障がい者の復職や再就職がスムーズに行えるよう、引き続き就労移行支援や就労定着支援などの効果的な施策の実施を進める必要があります。
- 法定雇用率の引き上げに伴い、より多くの障がい者が働くことができるよう、企業や一緒に働く人の理解促進や雇用環境の整備などの雇用促進を図るとともに、就労後の職場でのサポートや評価、働く障がい者と職場のミスマッチの解消などを図り、就労定着、離職の防止に取り組むことが必要です。
- 就労継続支援（B型）など、福祉的就労の場における工賃について、事業所の生産活動や販売機会の拡大を支援することなどにより、底上げを図る必要があります。

- 支援学校卒業後の進路について、将来の進路を選ぶにあたって一定期間の訓練などを行う「学びの場」など、多様な選択肢の充実が必要です。
- 通勤時の支援について、雇用施策との連携強化による取組の進展が求められています。

《社会参加・交流の促進》

- アンケート結果では、日中や夜間、休日の過ごし方として、若い世代でも社会参加が十分に進んでいない様子がうかがえます。また、日中の居場所や活動の場として行ってみたい場所では、「ひとりで安心してくつろげる場」が多く見られており、障がい者が気軽に通いやすい居場所づくりについて、関係機関・団体とともに取組を進めていく必要があります。
- 障害者文化芸術推進法が施行され、障がい者の「文化芸術」に関する表現の場や創作・発表の機会の確保に繋がる取組の促進が求められています。
- 東京パラリンピックを契機に、障がい者スポーツの振興に関する取組の促進が求められています。
- 市独自の交通対策事業（市バス無料乗車券・重度障がい者福祉タクシー券）によって、引き続き外出機会の確保や社会参加の促進を図る必要があります。
- 共生社会の実現に向けて、気軽に立ち寄ることができ、世代や障がいの有無によらない住民同士の多様な交流を生み出す、地域の交流の場づくりを促進する必要があります。

（４） 人にやさしいまちづくりの推進

《生活環境の充実》

- 障がい者を始め、日常生活を送る上で配慮が必要な人の視点から暮らしやすいまちにすることは、障がいや疾病がない人にとっても暮らしやすいまちであるとの考え方に立ち、引き続き、「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」の

視点で施策を進めていくことが重要です。

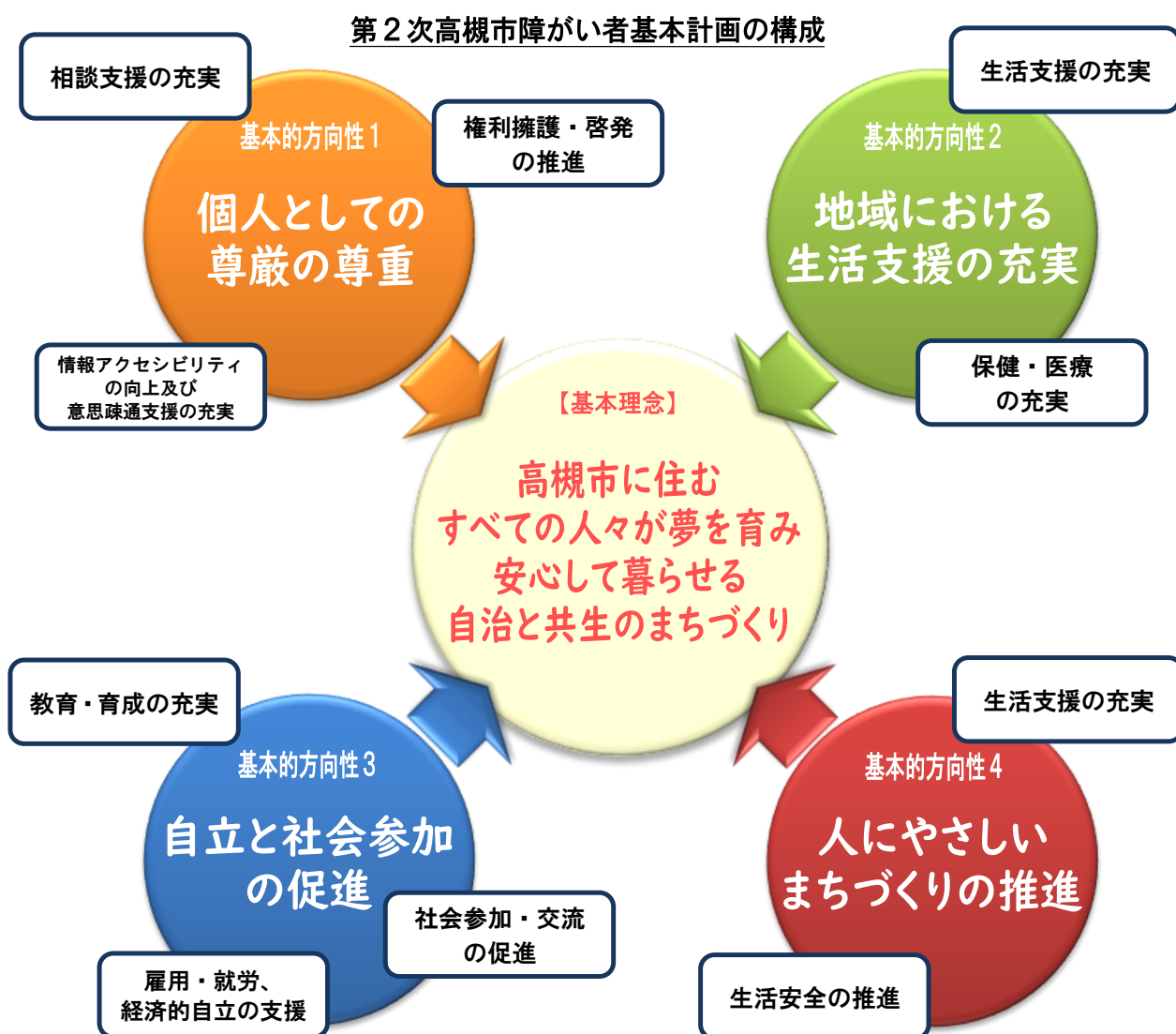
- アンケート結果で外出時に何らか困っていることがある人は障がい者の約6割、障がい児の約8割となっており、「高槻市バリアフリー基本構想」に基づく取組を更に進める必要があります。
- 地域での福祉活動を担う人材の確保が求められており、ボランティアや各種サポーター養成事業の実施に加え、地域で活動する各団体の連携促進を図っていく必要があります。

《生活安全対策の推進》

- アンケート結果では、障がいを理由として避難所への避難にためらいを感じている人が多く見られる一方、災害時に備えて「何もしていない」と答えた人も3～4割見られます。
- 視覚障がい者や聴覚障がい者を中心に、災害時の情報を収集し、情報がきちんと行き届くよう配慮を求める声が多いほか、知的障がいや障がい児では避難場所での生活に特別な配慮を必要としています。災害発生時に必要な情報が、障がいのある人や家族等に正確かつ迅速に伝わるよう、避難生活における合理的配慮の提供を進展する必要があります。
- 地震や水害などの大規模な災害が全国的に発生する中で、地域の団体等との連携・協力のもと、平常時及び災害時における災害時要援護者支援体制の整備をいっそう推進することが必要です。
- 災害時に災害時要援護者の受入れを行う二次避難所（福祉避難所）の体制整備を進めるとともに、災害時に要援護者の支援を効果的に行うため、相談支援機関や事業所等との連携を進める必要があります。
- 災害の発生や感染症の蔓延などの緊急時にも、必要なサービスが継続的に提供できるよう、平常時からの備えを進めることが必要です。

第3章 施策展開の方向性と取組

本章では、第2章で記載した今後の施策推進に向けた課題を踏まえて、4つの施策展開の基本的な方向性及び10の施策展開に沿って、計画を推進するための進捗管理を行う、具体的な施策・事業名、内容、担当課を記載しています。



基本的方向性 1

個人としての尊厳の尊重

(1) 相談支援の充実

① 専門的な相談支援体制の充実

障がい児者やその家族、介護者などが抱えるさまざまな相談ニーズに応じ、迅速かつ的確な相談支援が行われるよう、相談支援事業を実施します。

令和元年に開設した福祉相談支援課にて、障がい児者が地域で安心して生活を継続するために、相談支援の中核的な役割を担う障がい者基幹相談支援センターの運営を行い、関係各課・関係団体と連携しながら市民からのさまざまな相談に応じています。

今後も、より相談しやすい体制づくりを進めるとともに、各相談機関との顔の見える関係づくりや情報共有の機会の充実などを図り、市全体としての相談支援体制の充実に努めます。

相談支援事業所の運営安定化や相談支援専門員数の増加を図るとともに、質の向上につながる取組を継続します。

主な事業

施策・事業	内容	担当課
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、権利擁護に関する相談等の業務を総合的に行います。 また、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や地域包括支援センター等と連携した包括的な相談支援体制づくりに向けて取り組みます。	福祉相談支援課
全庁的な相談支援体制の強化	福祉相談支援課に高齢者・障がい者・生活困窮者に対する相談業務を集約し、ワンストップで対応します。また、各相談支援窓口の連携により、全庁的な相談支援体制の強化を図ります。	福祉相談支援課

施策・事業	内容	担当課
障がい者相談支援事業	相談支援事業所の相談支援専門員が、障がい者等のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。	福祉相談支援課
相談支援に関する補助事業	障がい児者の相談支援体制を強化するため、指定特定相談支援事業所の新規開設及び相談支援専門員の増員に向け、補助制度による取組を行います。	福祉相談支援課
計画相談支援	障がい福祉サービスなどを利用する障がい者に対し、指定相談支援事業所が「サービス等利用計画」を作成し、定期的にモニタリングを行うことにより、本人の希望する生活や、困っていること、置かれている状況などを勘案して、解決すべき課題や支援方針を踏まえたサービス提供の実現を図ります。	障がい福祉課 福祉相談支援課
地域相談支援	<p>【地域移行支援】</p> <p>施設入所中または精神科病院入院中の障がい者に対し、地域での生活に向けた住居探しや地域での生活に必要な訓練のための支援を行います。</p> <p>【地域定着支援】</p> <p>居宅において単身等で生活する障がい者に常時の連絡体制を確保し、生活が安定・定着するまでに必要な支援を行います。</p>	障がい福祉課 福祉相談支援課 生活福祉支援課
障害者差別解消法に基づく相談対応	障害者差別解消法に基づく相談に対し、庁内各課及び大阪府広域支援相談員など関係機関と連携して適切に対応します。	福祉相談支援課
精神疾患や精神障がいに関する医療連携・相談体制の充実	<p>心の不調や統合失調症、気分障がい、認知症、依存症などについて、保健師、精神科医師、精神保健福祉士、社会福祉士等が、本人や家族等の相談に応じます。</p> <p>精神障がい者が地域で安心して生活できるよう、地域共生の理念を踏まえ、包括的な支援体制の構築に向け、自立支援協議会と継続的に連携を深めるとともに、精神保健福祉関係機関連絡会議を活用し、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に関する情報共有及び協議を行う場を設置し、医療・福祉などの関係機関との連携を強化し、相談支援の充実を図ります。</p>	保健予防課

施策・事業	内容	担当課
生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援	仕事・健康・人間関係などさまざまな問題で生活に困っている方に対して、相談支援員や就労支援員が各種関係機関と連携しながら課題解決に向けてのサポートを行います。	福祉相談支援課
障がい者相談員	障がい者及びその家族が、障がい者相談員としてさまざまな経験や情報を活かし、身近な地域で当事者や家族の目線に立って相談に応じます。	福祉相談支援課
障がい者生活支援事業	障がい者やその家族の多様な課題等に対して、弁護士等による相談を行うことにより、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力の高揚を図ります。	障がい者福祉センター
コミュニティソーシャルワーカー事業の充実	地域において、アウトリーチや本人・世帯に寄り添う伴走型の相談支援を行うコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が、制度の狭間や複合化する生活課題、地域住民の相談等に対応するため、「福祉のまちかど相談」などの取組において、地域で活動する団体や関係機関等との連携・協力のいっそうの充実を図り、地域共生社会の実現にかかる包括的な支援体制の整備を進めていきます。	福祉政策課
自立支援協議会の充実	障がい者等が抱えるさまざまなニーズ及び地域の課題に対し、市と福祉、医療、教育など幅広い分野の関係機関が解決に向けた協議を行い、地域における障がい者等を支えるネットワークの強化や地域社会づくりを推進します。	福祉相談支援課

② 障がい児の相談支援体制の充実

子どもの成長過程や利用ニーズに応じた切れ目のない一貫した相談支援体制の充実を図ります。

幼児教育・保育の現場や、地域の小中学校や特別支援学校と相談支援事業所や相談支援員との連携の強化を図ります。

主な事業

施策・事業	内容	担当課
障がい児相談支援	<p>障がい児通所支援サービス等を利用する障がい児とその保護者に対し、指定相談支援事業所が「児童発達支援利用計画」を作成し、定期的にモニタリングを行うことにより、本人及び保護者の希望する生活や、困りごと、置かれている状況等を勘案して、解決すべき課題や支援方針を踏まえたサービス提供の実現を図ります。</p> <p>また、相談支援員が保護者や事業所等と適切な連携を図り、それぞれの児童の発達や行動面等の課題を的確に把握し、一人ひとりに適した療育支援等につなげるとともに、発達に関する相談や悩み事等の相談に適切に対応できるよう、相談支援事業所担当者会議を定期的に開催し、情報交換や意見交換、事例検討等を行うことで、相談支援員のスキルアップに努めます。</p>	子育て総合支援センター
子育て相談	<p>市内各所にある「つどいの広場」等の「子育て相談窓口」で、子育てに関する不安や悩みの一環として、障がいに関する相談を受け付けるとともに、児童家庭相談や相談事業所等の専門相談窓口との連携による適切な相談支援や、その充実に努めます。</p>	子育て総合支援センター
教育相談	<p>教育上の課題や子どもの心理・ことばの発達などの悩みに関する教育相談を行います。</p>	教育センター
スクールソーシャルワーカーの配置	<p>福祉分野の専門知識や技能を持つスクールソーシャルワーカー（SSW）を教育委員会に配置し、必要に応じて学校に派遣し、児童生徒が抱える課題や取り巻く環境に着目し、学校と関係機関等の連携による支援を行います。</p>	教育指導課

(2) 権利擁護・啓発の推進

① 権利擁護事業の推進

障がい児者に対する虐待の未然防止、早期発見、早期対応について、引き続き関係機関が連携して取り組むとともに、虐待通報等の事案に対し、速やかに適切な支援を行います。

成年後見制度の利用を促進するため、第4次高槻市地域福祉計画における成年後見制度利用促進計画に基づき、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を目指します。また、知的障がい者や精神障がい者等判断能力が不十分な人を支援するため、成年後見制度の利用を推進します。

主な事業

施策・事業	内容	担当課
障がい児者虐待事案への対応	<p>障がい者虐待の通報に対しては、障がい者虐待防止センターである障がい者基幹相談支援センターを中心に、状況等を把握の上、緊急性や事由に応じ適切に対応します。</p> <p>障がい児の虐待通報に対しては、児童虐待防止法等に基づき、大阪府子ども家庭センター等の関係機関と連携しながら、適切に対応します。</p> <p>虐待事案の解決に向け、必要性に応じ、虐待者、養護者等への指導や相談支援を行います。</p>	福祉相談支援課 福祉指導課 子育て総合支援センター
成年後見制度利用支援	<p>知的障がい者や精神障がい者等判断能力が不十分な人の権利を守るため、成年後見の申立を行う親族がいない人に対して、市長申立を行うとともに、成年後見を申し立てる親族への相談にも応じます。</p> <p>補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である障がい者について、後見人等に対する報酬等の助成を行います。</p> <p>また、市民後見人の養成や、後見等の業務を行う法人（法人後見）の確保に向けた研修等、成年後見の利用に向けた取組を行います。</p>	福祉相談支援課

施策・事業	内容	担当課
日常生活自立支援事業	知的障がい者・精神障がい者の権利擁護のため、福祉サービスの情報提供・助言・相談・日常的金融管理サービスを行い、自立生活の支援を図ります。	福祉相談支援課

② 各種啓発の推進

障害者差別解消法や障害者虐待防止法、成年後見制度など、障がい児者の人権に関する法律や制度、支援機関について、障がい当事者、家族や関係者にとどまらず、すべての市民に向けて、あらゆる機会を通じた周知・啓発に努めます。

主な事業

施策・事業	内容	担当課
権利擁護に関する周知啓発	障害者虐待防止法や障害者差別解消法、障がい者の権利擁護に関する市民の理解を促進するため、さまざまな機会を捉え周知を図ります。	福祉相談支援課 障がい福祉課
福祉教育の推進と充実	学校は、地域の福祉施設や支援学校との交流や体験活動等を通して、障がい理解教育・福祉教育を推進します。	教育指導課
精神疾患に関する理解促進	精神疾患への市民の理解を促進するため、講演等により普及啓発を実施します。また、自殺対策推進事業として、ゲートキーパー研修や街頭キャンペーン等を行い、相談支援体制の充実や相談窓口の周知等を図ります。	保健予防課
広報、啓発資料による人権意識の高揚	<p>広報誌面においてさまざまな人権課題をテーマにした特集を企画するとともに、障がい者の人権などをテーマにした人権啓発パネルの貸出を行います。</p> <p>人権・文化啓発コーナーにおいて、障がい者の人権をはじめとするさまざまな人権や平和に関するDVDなどの映像資料の貸出を行います。</p> <p>12月の人権週間にあわせて、市内各駅頭において街頭啓発を行う際に、啓発イベントの告知チラシと人権週間啓発チラシ、障がい福祉サービス事業所等で作製した物品を配布し、障がい者の人権啓発もあわせて実施します。</p>	人権・男女共同参画課

施策・事業	内容	担当課
職員出前講座	市民の理解や関心を深めることを目的に、職員による出前講座を実施する中で、障がい者福祉、障害者差別解消法、手話言語条例とミニ手話講習などをテーマにした講座等を通じ、市民等への理解促進を図ります。	市民生活相談課 障がい福祉課 福祉相談支援課
市職員への研修の充実	市職員として必要な能力や知識を計画的に習得させるため、時代の要請に応じた研修の充実を図る中で、障がい者への理解の促進を含む人権啓発研修を実施します。 福祉担当職員を対象に、その専門知識等を深めさせることを目的として、専門実務研修の研修生として関係研修機関等に派遣します。	人事課
社会参加促進事業	障がい児者の社会参加の機会の確保及び地域共生社会の実現、社会的障壁の除去に資するよう、障がい児者の自発的な活動を支援し、社会活動への参加と自立の促進を図ります。	障がい者福祉センター
心のバリアフリーの推進	「高槻市バリアフリー基本構想」に基づき、ユニバーサルデザインの視点を踏まえながら、障がい者や高齢者等に対する理解を深めるため、市内小学校においてバリアフリー総合学習を行うなど、心のバリアフリーを推進します。	都市づくり推進課ほか

(3)

情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

① 情報アクセシビリティの向上

情報の取得に支援が必要な障がい児者に対し、障がい特性に応じた多様な媒体による情報の提供、情報アクセシビリティに配慮した情報発信等に努めます。

デジタル化、IT・ICT発展に伴うニーズの変化を踏まえた給付事業の実施や情報提供手段の検討を行います。

主な事業

施策・事業	内容	担当課
広報媒体における配慮・利便性の向上	障がいのある人が市政情報を得やすくするため、各種広報媒体における配慮等を行います。 広報誌では、その内容を手話や点字等で発行します。 ケーブルテレビの高槻市広報番組「情報BOXワイド たかつき」では、手話やテロップを挿入します。 ホームページでは、音声読み上げや背景色の切り替え、文字サイズの拡大機能等のアクセシビリティの向上を進めます。また、掲載内容が簡潔で分かりやすいものとなるよう取り組みます。	広報室 全所属
日常生活用具給付等	重度障がい者等の日常生活が安全・円滑に行われるための用具として、情報・意思疎通支援用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図ります。	障がい福祉課

施策・事業	内容	担当課
<p>情報・資料の収集提供</p>	<p>在宅障がい者や福祉活動を行う市民等に対し、点字・音訳図書、テープ、手話入りビデオ等を情報コーナーに配置し、利用に供するとともに、視覚障がい者を対象に、点字出版や点訳により、行政情報や生活情報等を提供します。</p> <p>図書館において、障がい者への理解を深めるための資料収集を図り、提供します。また、弱視の人や高齢者向けに、大きな活字本や点字雑誌の収集・提供、録音図書、視覚障がい者向けデジタル録音図書（デイジー図書）の製作・提供を行います。</p> <p>視覚障がい者を対象に、水道メーターの検針の際に発行している「ご使用水量等のお知らせ」の点字帳票を作成し、提供します。</p>	<p>障がい者福祉センター 各図書館 料金課</p>
<p>防災情報の伝達</p>	<p>防災行政無線や広報車、市ホームページ、緊急速報メール、公式ツイッターを始めとする各種SNS等を活用し、防災情報の迅速かつ適切な発信に努めるとともに、情報伝達手段の充実を図ります。</p>	<p>危機管理室</p>
<p>緊急情報システムなどの充実</p>	<p>FAX119やメール119の受信体制を高機能化し、Net119を運用します。あわせて、災害時要援護者情報を指令台に反映させた「消防指令センター」の効果的な運用を行います。</p> <p>救急要請時に聴覚障がいのある人からの求めがあった場合の手話通訳者の派遣について、対応可能な体制の継続的な確保に努めます。</p>	<p>指令調査室 障がい福祉課</p>
<p>対面朗読サービス</p>	<p>視覚障がい者等に対し、図書館で対面朗読室を設置し、ボランティアや職員が対面による図書等の朗読を行います。</p>	<p>各図書館</p>
<p>郵送貸出サービス</p>	<p>視覚障がいのある人を対象にした点字資料や録音資料（デイジー）及び身体障がいと知的障がいのある人を対象にした図書の貸し出しを、各図書館で受け付け、郵送で提供します。</p>	<p>各図書館</p>

② 意思疎通支援の充実

日常生活において必要な意思の疎通が円滑に行われるよう、支援が必要な障がい児者に対する意思疎通支援の充実を図ります。

手話言語条例に基づき、ろう者への理解と手話の普及啓発を図ります。

主な事業

施策・事業	内容	担当課
意思疎通支援事業	聴覚・音声言語等の障がいのため、意思疎通に支障がある人の円滑な意思疎通を支援するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。	障がい福祉課
手話の普及啓発	<p>広報誌の内容を手話に編集した「手話DVD」の貸し出しや、ケーブルテレビで放送している高槻市広報番組「情報BOXワイドたかつき」において、手話に関するコーナー「みんなで一緒に手話を覚えましょう」を制作する等、手話の普及啓発を図ります。</p> <p>手話言語条例に基づき、関係機関と連携し、手話講習会、出前講座などにより、身近な地域において、市民のろう者への理解と手話の普及啓発を図ります。</p> <p>簡単な手話を紹介する児童用パンフレットを作成し、教育委員会と協力しながら、学校現場で手話に慣れ親しむ活動を支援します。</p>	広報室 障がい福祉課
意思疎通支援事業養成研修	<p>意思疎通支援事業手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業の従事者の養成を行います。</p> <p>大阪府等と共同で、盲ろう者（視覚と聴覚に重複して重度の障がいがある人）への通訳・介助者の養成を行います。</p>	障がい者福祉センター 障がい福祉課
障がい者生活支援事業（手話通訳）	障がい者福祉センターで個人相談等を行う際に、必要に応じて手話通訳者が同席します。	障がい者福祉センター
盲ろう者への通訳派遣	大阪府と共同で、盲ろう者（視覚と聴覚に重複して重度の障がいがある人）の自立と社会参加を促進するため、通訳・介助者を派遣します。	障がい福祉課
入院時コミュニケーション支援事業	意思疎通に支援が必要な障がい者が入院した場合に、コミュニケーション支援員を入院先に派遣し、医療機関スタッフと障がい者との円滑なコミュニケーションを支援します。	障がい福祉課

基本的方向性2

地域における生活支援の充実

(1) 生活支援の充実

① サービスの充実

切れ目のないきめ細やかな支援ができるよう、子育て、教育、医療、福祉、就労、介護等、各ライフステージに関わるあらゆる分野の連携を強化し、障がい福祉サービス等の生活支援施策の適切な提供を行います。

障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を推進するため、面的整備により構築した高槻障がい福祉サポートネットワーク（地域生活支援拠点等）が実効的・機動的な支援体制となるよう、関係各課・支援機関による相互の連携を図っていくとともに、ネットワークの望ましいあり方について検討します。

「高槻障がい福祉サポートネットワーク（地域生活支援拠点等）」とは…

① 相談、② 緊急時の受け入れ・対応、③ 体験の機会・場の提供、④ 専門的人材の確保・養成、⑤ 地域の体制づくりの5つの機能を備えた障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を指します。

本市では、地域の複数の機関が分担して機能を担う類型である「面的整備」で構築し、名称を「高槻障がい福祉サポートネットワーク」としました。

主な事業

施策・事業	内容	担当課
高槻障がい福祉サポートネットワークの運用・充実	<p>地域生活支援拠点として面的整備をした「高槻障がい福祉サポートネットワーク」をより円滑に進めるため、障がい福祉サービス事業者や関係機関の協力を呼び掛け、ネットワークの機能の充実に取り組みます。</p> <p>ネットワークの運用開始後の状況について、自立支援協議会にて検証ワーキングを開催し、ネットワークの5つの機能（①相談、②緊急受入・対応、③体験の機会・場の提供、④専門的人材の確保、⑤地域の体制づくり）の課題把握や今後の展開に係る意見交換を行います。</p>	福祉相談支援課
居宅介護	<p>自宅での入浴、排せつ、食事等の介護や、調理、洗濯、掃除等の家事の援助及び通院の介助等を行います。</p>	障がい福祉課
重度訪問介護	<p>重度の肢体不自由者または重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する者であって、常に介護を必要とする人に、自宅での介護や外出時の移動中の支援等を総合的に行います。</p>	障がい福祉課
重度障がい者等包括支援	<p>常に介護を必要とする人の中でも介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。</p>	障がい福祉課
在宅重度身体障がい者等訪問入浴サービス	<p>在宅の重度身体障がい者等で、自力または家族等の介助だけでは入浴が困難な人に、自宅を訪問し、入浴のサービスを行います。</p>	障がい福祉課
補装具交付・修理	<p>日常生活上必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図るため、障がい者等が身体上の障がいを補うための補装具を購入、修理または貸与を行う費用の一部を支給します。</p>	障がい福祉課
日常生活用具給付等〔再掲〕	<p>重度障がい者等の日常生活がより安全・円滑に行われるための用具等を給付すること等により、日常生活の便宜を図ります。</p>	障がい福祉課
短期入所	<p>在宅の障がい者に対して、家族等の介護者が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</p>	障がい福祉課

施策・事業	内容	担当課
日中一時支援	在宅の障がい者等を日常的に介護する家族等の一時的な負担軽減を図るため、日中において、障がい者等に活動の場を提供し、介護や見守り等の必要な支援を行います。	障がい福祉課
生活介護	常に介護を必要とする障がい者に対して、主として昼間に、施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	障がい福祉課
自立訓練（生活訓練）	入所施設や精神科病院を退所・退院した障がい者や、在宅の障がい者に対し、一定期間、地域生活を営むために必要な生活能力の向上のための訓練を行います。	障がい福祉課
地域活動支援センターⅠ型	精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。	福祉相談支援課
デイサービス事業（地域活動支援センターⅡ型）	在宅の障がい者（原則18歳以上65歳未満の人）に対して、機能・社会適応訓練（レクリエーション、スポーツ、社会交流、リハビリテーションなど）、創作・文化教室（陶芸、編物、書道、絵画、パソコン体験など）を実施します。	障がい者福祉センター
地域活動支援センターⅢ型	地域において雇用・就労が困難な在宅の障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。	障がい福祉課
共同生活援助（グループホーム）	主に夜間において、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助と個々のニーズに対応した介護を行います。	障がい福祉課
自立生活援助	入所施設やグループホームを利用していた障がい者が一人暮らしを希望する場合に、定期的に巡回訪問し、地域生活の課題が無いか確認を行い、必要な助言や連絡調整を行います。	障がい福祉課
手当の給付（障がい児）	在宅の重度障がい児等に対する、特別児童扶養手当の支給に係る申請の受付や大阪府への書類の取次ぎ及び障がい児福祉手当の支給により、経済的負担等を軽減し、重度障がい児等の福祉の向上を図ります。	障がい福祉課
手当の給付（障がい者）	在宅の重度障がい者に対し、特別障がい者手当及び経過的福祉手当を支給することにより、経済的負担等を軽減し、重度障がい者の福祉の向上を図ります。	障がい福祉課

施策・事業	内容	担当課
障がい基礎年金の制度の周知	障がい者手帳交付時等の機会を利用し、年金制度に関するリーフレットの配布等により、周知を図るとともに、問合せ等に対し、適切な説明や案内を行います。	市民課 障がい福祉課

② サービスの提供体制の整備

障がい者の主体的なサービスの選択や、多様なニーズに対応できるサービス提供体制の確保に向け、引き続き補助制度の活用によって支援を行い、社会資源の計画的な整備を図ります。

サービスの質の確保・向上のため、従事者の専門研修受講や処遇改善、福祉人材の確保等、重度障がいへの対応を推進する事業者への支援に努めます。

主な事業

施策・事業	内容	担当課
事業所の計画的な整備促進	福祉サービス事業所の計画的な整備の促進を図り、サービス提供体制の確保に努めます。特に、地域における安心した生活環境の確保を図るため、グループホーム（日中サービス支援型を含む）の整備の促進を図ります。	障がい福祉課
従事者研修費の助成、情報提供	障がい福祉サービス従事者の資格要件となる研修や資質の向上を図るための専門研修の積極的な受講を促進・奨励します。 大阪府が実施する従事者養成講座等について、市内事業者への情報提供等を行います。	障がい者福祉センター 障がい福祉課
障がい者福祉施設整備費補助事業	特に必要性の高い障がい者福祉施設の整備について、費用の一部を補助することにより、社会資源の整備を促進し、地域課題の解消を図ります。	生活福祉総務課 障がい福祉課
事業所の指定及び指定事業所等への指導	障がい福祉サービス等が適切に提供されるよう、事業者に対し、基準に照らした審査を行い、指定を行うと共に、集団指導及び実地指導を定期的実施する等、指導監督を適切に実施します。	福祉指導課

施策・事業	内容	担当課
児童発達支援事業所等への指導	事業所に対する相談や苦情があった場合は、直接事業所に赴き状況把握する等、適切な指導に努めます。 また、市内事業所と本市による事業所連絡会を定期的 に開催し、情報交換や事例検討等を行い、事業の質の確 保・向上に努めます。	子育て総合支援 センター
重度障がい者等 への支援の充実	グループホームに入居する重度障がい者に対する市 独自の支援策の継続に努めます。 医療的ケアの必要な障がい児者の受け入れが可能な サービス提供体制の整備の促進を図ります。 難病患者へのサービス提供について、周知に努めま す。	障がい福祉課

(2) 保健・医療の充実

① 保健医療体制の充実

地域において、障がい児者が必要な医療を必要なときに受けることができるよう、関係機関との連携のもと、医療体制の充実を図るとともに、障がい児者の健康の維持・向上に向け、健康づくりを推進します。

また、障がいの程度に応じた継続的かつ総合的な治療・訓練を提供できるよう、関係機関との連携のもと、医学的リハビリテーション体制の充実を図ります。

大阪府との連携に努めながら、精神保健に関する医療・相談体制の整備や、精神疾患に関する理解促進を図ります。また、精神科救急医療体制についても、大阪府との連携に努めます。

主な事業

施策・事業	内容	担当課
障がい者健康管 理事業	日中活動系事業所通所者を対象とした在宅障がい者 健診を保健センターで実施します。	健康づくり推進 課
障がい児(者)口 腔保健事業	障がい児者の歯科診療施設として口腔保健センター を運営し、障がい児者を対象とする歯科診療、口腔保健 指導を行います。	健康医療政策課

施策・事業	内容	担当課
乳幼児健康診査	4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児に対して、集団健診を実施することにより、発達課題、障がい、疾病等の早期発見に努め、早期療育、保護者への育児支援を図ります。	子ども保健課
精神疾患や精神障がいに関する医療連携・相談体制の充実 [再掲]	心の不調や統合失調症、気分障がい、認知症、依存症などについて、保健師、精神科医師、精神保健福祉士、社会福祉士等が、本人や家族等の相談に応じます。 精神障がい者が地域で安心して生活できるよう、地域共生の理念を踏まえ、包括的な支援体制の構築に向け、自立支援協議会と継続的に連携を深めるとともに、精神保健福祉関係機関連絡会議を活用し、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に関する情報共有及び協議を行う場を設置し、医療・福祉などの関係機関との連携を強化し、相談支援の充実を図ります。	保健予防課
難病患者の療養支援	難病に関する保健師による療養相談やその他専門職による相談・指導を行うとともに、疾患に関する講演会等を実施します。 難病患者の療養生活を支援するためのネットワークの充実を図ります。 大阪府が実施する難病の医療費助成事業の受付業務等を行う中で、難病患者の把握に努めます。	保健予防課
療養介護	医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関での療養上の管理、看護、介護等を行います。	障がい福祉課
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。	障がい福祉課
デイサービス事業（地域活動支援センターⅡ型） [再掲]	在宅の障がい者（原則18歳以上65歳未満の人）に対して、機能・社会適応訓練（レクリエーション、スポーツ、社会交流、リハビリテーションなど）、創作・文化教室（陶芸、編物、書道、絵画、パソコン体験など）を実施します。	障がい者福祉センター
訓練専門員配置体制支援事業	医療的ケアが必要な重症心身障がい者の機能訓練の確保を図るため、生活介護事業において、専門職による計画に基づく機能訓練を実施した場合の市独自の支援策の継続に努めます。	障がい福祉課

② 医療費に係る経済的助成・負担軽減

各種支援制度の有効な活用を図るため、制度の周知等に努めます。

障がい児者の申請手続きに係る負担の軽減のため、医療機関等への協力の要請や申請方法の検討を行います。

主な事業

施策・事業	内容	担当課
重度障がい者医療費助成事業	重度または重複障がいや難病があり、所得が一定以下の人を対象に、保険診療にかかる医療費の一部負担金相当額（一部自己負担額を除く）を助成します。	国民健康保険課
自立支援医療（育成医療）	身体に障がいのある児童、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる児童が、指定医療機関でその障がいや疾病の改善のための治療を受ける場合に、医療費の公費負担を行い、身体機能障がいの改善と日常生活の負担の軽減を図ります。	障がい福祉課
自立支援医療（更生医療）	身体機能に障がいのある18歳以上の身体障がい者が、指定医療機関で障がいの程度を軽減するため特定の高度医療を受ける場合に、医療費の公費負担を行い、身体機能障がいの改善と日常生活の負担の軽減を図ります。	障がい福祉課
自立支援医療（精神通院医療）	精神疾患等で指定医療機関に通院する際の医療費等の公費負担に関し、申請を受付し、大阪府への書類の取次ぎを行います。また、より多くの対象者が制度を利用できるよう、制度の周知を図ります。	障がい福祉課
小児慢性特定疾病医療費助成制度	厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかっている児童等を対象に、その疾病の治療にかかる医療費の自己負担の一部を助成します。 日常生活の質の向上を図るため、日常生活用具の給付を行います。 保健師やその他専門職による相談・指導、自立支援員による支援を実施するほか、療養生活と自立を支援するための地域ネットワークの構築に努めます。	子ども保健課
精神・結核医療給付金	国民健康保険被保険者が自立支援医療（精神通院）及び都道府県知事による入院措置を受けるときに、保険診療分について自己負担が生じた場合には、その自己負担分を支給します。	国民健康保険課

基本的方向性3

自立と社会参加の促進

(1) 教育・育成の充実

① 療育・障がい児支援の充実

障がい児の発達を支援する観点から、身近な地域で支援が受けられるよう、療育体制の充実に向け取り組むとともに、障がいの早期発見や療育の開始に向けた関係機関との連携強化を図ります。

児童福祉法に基づくサービスを中心に、子どもの成長過程や利用ニーズに応じたサービスの充実を図ります。

主な事業

施策・事業	内容	担当課
療育相談	障がいの疑いや、今後、障がいを残すことが予想される乳幼児に対して、専門の医師等による個別相談を実施することにより個人の状況を把握し、適切な療育の導入に努めるとともに、成長発達を支援します。	子ども保健課
地域子育て支援拠点事業	「つどいの広場」「子育て支援センター」等の身近な子育て相談窓口と児童発達支援センターや相談事業所等との連携により、子育てに関する不安や悩みといった相談から、障がいの早期発見、早期療育につながる体制づくりに努めます。	子育て総合支援センター
乳幼児療育事業	各子育て相談窓口や1歳6か月児健診等で、発達に課題があるとされた子どもとその保護者に対して、臨床心理士、言語聴覚士、保育士等の専門職による指導・助言を行う、パンダ教室、めばえ教室を開室します。	子育て総合支援センター
3歳児親子教室	うの花療育園、めばえ教室、保健センターとの連携により在宅での配慮を必要とする3歳児に小グループによる遊びの場を提供する「3歳児親子教室」を実施します。	保育幼稚園総務課

施策・事業	内容	担当課
子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等の利用における必要な配慮	子ども・子育て支援法に基づき、特別な支援を必要とする障がい児が円滑に教育・保育等を受けられるよう、集団保育における必要な配慮を行うことにより、クラスのみならず「共に育ちあう」ことができる環境を引き続き構築していきます。具体的には、巡回の実施、配慮の充実、専門性の向上、各施設での会議や研修等の構築、個別の指導計画による支援等を推進します。	保育幼稚園総務課
学童保育室での障がい児保育の充実	待機児童の解消に努め、保育の充実を図るとともに、障がいのある子もいない子も共に集団生活をおくる中で、児童の豊かな人間形成を目指します。	子ども育成課
療育センター機能の充実	医療型児童発達支援センター「高槻市立療育園」及び福祉型児童発達支援センター「高槻市立うの花療育園」において、それぞれの施設の有する専門機能を活かし、特に症状の重い障がい児の療育を実施するとともに、「障がい児相談支援」、「保育所等訪問支援」の実施や、他の市内事業所への助言を行うなど、身近な地域支援の拠点として中核的役割を担っていきます。	子育て総合支援センター
児童発達支援事業	就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	子育て総合支援センター
放課後等デイサービス	就学している児童を対象に、学校授業終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを提供します。	子育て総合支援センター
保育所等訪問支援	児童が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。	子育て総合支援センター
障がい児支援の提供体制の整備等	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。 また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置します。	子育て総合支援センター
ペアレントトレーニング	保護者が子どもとのより良いかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラムの充実を図ります。	子育て総合支援センター

施策・事業	内容	担当課
人工内耳装置等 購入費助成	18歳未満の高度難聴児に対し、装置及び電池等の購入費用の助成を実施することにより、言語獲得及び情報取得の機会の保障を行うとともに、言語の発達等を支援します。	子育て総合支援センター
短期入所 〔再掲〕	在宅の障がい児に対して、家族等の介護者が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障がい福祉課
日中一時支援〔再掲〕	在宅の障がい児を日常的に介護する家族等の一時的な負担軽減を図るため、日中において、障がい児に活動の場を提供し、介護や見守り等の必要な支援を行います。	障がい福祉課

② 特別支援教育の充実

学校教育における特別支援教育の内容の充実を図るとともに、学校施設やその設備の整備を推進します。また、進路指導の充実を図ります。

主な事業

施策・事業	内容	担当課
特別支援教育の内容の充実	児童生徒の状況に応じて、備品の貸し出しや特別支援教育支援員を配置するとともに、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」に基づき、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援を行います。	教育指導課
教職員への研修の充実	教職員研修（特別支援教育研修）を企画・実施し、障がいの特性について正しい理解を深め、適切な指導及び支援が行えるよう、教職員の専門性の向上を図ります。	教育センター
学校施設・設備の整備	児童生徒の状況に応じて、手すりやスロープ等の施設・設備の計画的な改善・整備を進めます。 また、必要度の高い学校から、エレベーターの設置に努めます。	教育指導課 学校安全課
通学等の移動の支援	肢体不自由・病虚弱児を対象に、タクシーを活用した登下校の支援や、宿泊的行事に参加する際の移動支援を行います。	教育指導課

施策・事業	内容	担当課
進路指導の充実と進路保障の確立	進路について、学校や保護者に情報提供を行うとともに、就学前にあたっての適切な説明および情報提供と本人や保護者の意向を尊重した就学相談を行います。	教育指導課
障がい児進路選択支援事業	府立支援学校高等部等の在校生が夏休み等に就労移行支援事業所を利用し、短期間就労体験をすることで、卒業後の進路選択の幅を広げるとともに、就労への意欲の向上を図ります。	障がい福祉課

(2) 雇用・就労、経済的自立の支援

① 一般就労・障がい者雇用の推進

より多くの障がい者が、労働によって経済的に自立するとともに、意欲や適性、能力に応じた働き方を選択し、自信や生きがいをもって働き続けることができるよう、引き続き、一般就労への移行等に向けた取組を実施します。

企業と一緒に働く人の理解促進や雇用環境の整備などの雇用促進を図るとともに、就労後の職場でのサポートや評価、働く障がい者と職場のミスマッチの解消など、就労定着、離職の防止に取り組めます。

主な事業

施策・事業	内容	担当課
就労移行支援	就労を希望する障がい者で、一般の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談などの支援を行います。	障がい福祉課
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。	障がい福祉課

施策・事業	内容	担当課
民間企業の障がい者雇用の促進	高槻地区人権推進員企業連絡会に加盟している事業主等を対象に講演会を行い、障がい者雇用に対する理解と認識を高めるとともに、企業等に対する周知、啓発に努めます。また障がい者合同就職面接相談会を開催し、障がい者の就職活動の機会を拡げます。	産業振興課
市・市関係機関における職域開発等の検討	障がい者雇用の拡大のために、障がい者活躍推進計画を踏まえ、その職域、職種、業務内容、雇用形態、就業環境の整備について多方面から調査・研究を進めながら、市における雇用率3.0%を目標に、障がい者を対象とした採用試験を実施します。 また、障がい者雇用の促進を図るため、市全体で雇用の場の拡大を図ります。	人事課
障がい者就業・生活支援センターとの連携	高槻市障がい者就業・生活支援センターと連携して、「障がい者合同就職面接相談会」を実施し、障がい者の就労支援を行います。	産業振興課
障がい者雇用奨励金制度	障がい者を雇用する事業主に対して奨励金を支給し、障がい者の雇用の安定を図ります。	産業振興課
障がい者就労雇用問題懇談会	ハローワーク茨木、高槻商工会議所、高槻市障害児者団体連絡協議会、高槻市障がい者就業・生活支援センター、高槻事業所連絡会、行政各担当者からなる懇談会を開き、障がい者の就労・雇用問題について、情報・意見等の交換を行います。また、自立支援協議会とも連携を図っていきます。	産業振興課
障がい者雇用相談	障がい者及び障がい者を雇用する事業主等を対象に、雇用就労に関するさまざまな問題について、専門的知識を有する相談員による指導・助言を行い、問題の解決を図ります。	産業振興課
生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援[再掲]	仕事・健康・人間関係などさまざまな問題で生活に困っている方に対して、相談支援員や就労支援員が各種関係機関と連携しながら課題解決に向けてのサポートを行います。	福祉相談支援課

② 福祉的就労機会の確保

障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達拡大や新たな作業分野の開拓を推進するとともに、これを契機に、就労継続支援事業所がより魅力あるものとなるよう、民間企業等からも受注が見込める物品や役務の開拓、受注能力の向上を図ります。

福祉的就労の場における工賃向上に向け、事業所の生産活動や販売機会の拡大を支援します。

主な事業

施策・事業	内容	担当課
就労継続支援（A型）	就労を希望する障がい者で、一般の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である人に対して、雇用契約の締結等により、就労機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練及び支援を行います。	障がい福祉課
就労継続支援（B型）	就労を希望する障がい者で、一般の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である人に対して、就労機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練及び支援を行います。	障がい福祉課
障害者優先調達推進法に基づく取組	「たかつき授産事業共同受注ネットワーク」の活用等により障がい者就労施設等からの物品等の調達拡大を図るとともに、新たな作業分野の開拓を進めます。 なお、調達の方針や目標額、実績は、毎年公表を行います。	障がい福祉課
障がい者庁内職場実習	「働きたい」と希望している障がい児者に対し、市役所で実習を行い、仕事への適性等を見極める機会を提供することにより、自信の向上や就労意欲の高揚を図ります。また、さまざまな職場での受け入れを行うことにより、市職員の障がいに対する理解の促進を図ります。	障がい福祉課
総合評価方式入札制度の推進	障がい者雇用を含めた「福祉への配慮」等、公共性を重視した業務委託における総合評価方式の入札制度について、今後も実施を促していきます。	契約検査課 障がい福祉課

(3) 社会参加・交流の促進

① 移動・外出支援の充実

障がい児者の移動・外出を支援する障がい福祉サービス等の提供を行います。

公共交通機関の利用等による外出を促進するための各種交通対策事業について、効果検証を行いながら、引き続き適切に実施します。

主な事業

施策・事業	内容	担当課
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しく困難がある障がい児者が行動するときに危険を回避するため、必要な援護や外出時に必要な支援等を行います。	障がい福祉課
同行援護	視覚障がい者に対し、移動時及びそれに伴う外出先において必要な代筆・代読等の視覚的情報支援や、移動の援護、その他必要な援助を行います。	障がい福祉課
移動支援	外出が困難な障がい児者が円滑に外出できるよう、移動の支援を行います。	障がい福祉課
高槻市営バス乗車券	障がい者手帳を所持している人に、市営バスの無料乗車券を交付し、社会参加の促進を図ります。また、施設等への送迎が必要な障がい児者の付添人に対し、市営バス定期券を交付します。	障がい福祉課
重度障がい者福祉タクシー料金助成	在宅の重度障がい児者の社会参加促進を図るため、タクシー基本料金相当額の助成を行います。	障がい福祉課
市立駐車場・駐輪場の利用料金の減免	市立自転車駐車場（定期利用）及び市営駐車場（一時利用）において、市内在住の障がい児者の乗車車両の利用料金の一部を減免することにより、社会参加の促進を図ります。	管理課 文化スポーツ振興課 公園課 服部図書館
自動車教習費助成	身体障がい者手帳所持者が運転免許証を取得した場合に、教習費の一部を助成します。	障がい福祉課
身体障がい者用自動車改造費助成	運転免許証で運転できる自動車の種類等が限定されている身体障がい者が、自ら所有し運転する自動車を改造する際に、その経費の一部を助成します。	障がい福祉課

② 交流の促進

共生社会の実現に向けて、障がいのある人とない人が共に日常的に交流する機会の創出等を図ります。

障がい者を含む全ての人が安全で安心して利用・活動できるように環境の整備や維持管理を行います。

主な事業

施策・事業	内容	担当課
講演会や講座開催による学習機会の充実	一般社団法人高槻市人権まちづくり協会や学校園PTA等との協働による人権啓発イベントや、市民に対する講演会や交流会等の開催により、人権課題への理解を深める中で、障がい児者への理解促進を図ります。	人権・男女共同参画課 地域教育青少年課
福祉講演会	福祉講演会を開催し、障がい児者への理解促進を図ります。	障がい者福祉センター
地域における懇談会等の実施	地域住民がお互いに知りあい、ふれあえるきっかけとなるよう、社会福祉協議会や地域の団体等と連携し、地域における懇談会等のさまざまな機会を通じて、住民の障がい児者への理解の促進を図ります。	福祉政策課
障がい者成人講座	障がい者団体と共催で、生きる力を育み自己実現につながる講座を開催し、社会参画への意欲の高揚を図ります。	地域教育青少年課
公民館での講座・講演会	障がいの有無にかかわらず、講座や講演会に参加できるよう配慮に努めるとともに、障がいのある人もない人も共に交流できる場を提供します。 障がいをテーマとした講座や講演会を開催し、市民への理解促進を図ります。	城内公民館
社会参加促進事業〔再掲〕	障がい児者の社会参加の機会の確保及び地域共生社会の実現、社会的障壁の除去に資するよう、自発的な活動の支援を行い、社会活動への参加と自立の促進を図ります。	障がい者福祉センター
地域活動拠点の利用促進	利用者が活動しやすいように環境を整備し、安全で安心して施設を利用できるよう維持管理を行うことで、障がい者を含む全ての住民の利用を促進します。	コミュニティ推進室

施策・事業	内容	担当課
地域の居場所・交流の場の利用促進	社会福祉協議会と共に、誰もが気軽に参加することのできる地域の居場所や交流の場の利用促進を図るとともに、専門職と住民をつなぐ場とするなど、活用を図ります。	福祉政策課

③ 文化芸術・スポーツの振興

文化芸術に関する表現の場や創作・発表の機会の確保につながる取組を行います。障がい者スポーツの振興に関する取組を促進します。

主な事業

施策・事業	内容	担当課
文化芸術活動への支援	障がい者の文化活動や創作活動の促進を図るため、鑑賞や作品発表の機会を創出します。 また、障がい者福祉センターにおいても、文化教室で製作した作品を展示します。	文化スポーツ振興課 障がい者福祉センター
スポーツ・レクリエーション活動への支援	障がい者スポーツ振興懇話会における論議を踏まえ、ふれあいプールレクリエーション、ふれあいレクリエーションスポーツなど、スポーツの場の提供と体力づくり、仲間づくりの推進を図ります。 実行委員会の一員として、市民ふれあい運動会を実施し、障がい児者の健康増進と、スポーツを通じての障がい児者と健常者の交流や、障がいに対する意識の啓発を行います。	文化スポーツ振興課 障がい者福祉センター
スポーツ教室の推進	障がい者スポーツ指導員の資格を有する指導者を配置し、総合体育館・古曾部防災公園体育館での障がい者スポーツ教室、市民プールでの水泳教室などを推進します。	文化スポーツ振興課 公園課
福祉展	障がい者週間に合わせ、福祉展を開催し、作品展示、事業所で作成した商品の展示販売、パネル展示、冊子配布、講演会、映画会、街かど安全点検・体験ウォークラリー等による啓発活動を行います。	障がい者福祉センター

施策・事業	内容	担当課
<p>デイサービス事業（地域活動支援センターⅡ型） 〔再掲〕</p>	<p>在宅の障がい者（原則18歳以上65歳未満の人）に対して、機能・社会適応訓練（レクリエーション、スポーツ、社会交流、リハビリテーションなど）、創作・文化教室（陶芸、編物、書道、絵画、パソコン体験など）を実施します。</p>	<p>障がい者福祉センター</p>
<p>図書館における文化活動の振興</p>	<p>障がいのある人もない人も共に楽しむボランティアによる朗読会を行います。 小寺池図書館において、対面朗読や音訳のためのボランティア養成講座を行います。</p>	<p>各図書館</p>

基本的方向性4

人にやさしいまちづくりの推進

(1) 生活環境の充実

① 地域における福祉活動等の推進

地域福祉活動やボランティア活動を推進します。また、地域で活動する各団体の連携の促進を図ります。

主な事業

施策・事業	内容	担当課
ボランティア活動の推進	ボランティア情報の発信・啓発や活動者の育成、相談、コーディネート等を行うボランティア・市民活動センターへの支援を行い、ボランティア活動の参加促進と活性化を図ります。	福祉政策課
地域における人材の育成	市民に対して、手話講習会、点字講習会、手話通訳者養成講座、ボランティア体験講座等を実施します。 公民館を拠点に活動している手話サークル、朗読ボランティアグループに対し活動の場・機会を提供し、障がいのある人とない人の交流につなげます。 小寺池図書館において、対面朗読や音訳のためのボランティア養成講座を行います。 社会福祉協議会と合同で、地域での支え合いの取組を推進することを目的として、地域で福祉活動に携わる人や専門職のネットワーク強化等のための研修を実施します。	障がい者福祉センター 城内公民館 小寺池図書館 福祉政策課
市民公益活動促進	市民の主体的な公益活動を支援することを共通目的とする市民公益活動サポートセンターとボランティア・市民活動センターの連携・協力が図れるよう支援します。	コミュニティ推進室 福祉政策課

施策・事業	内容	担当課
社会福祉協議会の活動への支援	コミュニティソーシャルワーク事業のほか、小地域ネットワーク事業や日常生活自立支援事業、その他の福祉活動の担い手である社会福祉協議会の活動に対していっそうの支援を行い、市や事業者が担う相談支援事業等との連携を図ります。	福祉政策課
施策・方針検討の場への参画の促進	社会福祉審議会等に障がい者団体等からの参画を図ります。	福祉政策課

② バリアフリーのまちづくりの推進

「福祉のまちづくり」の普及・理解促進を図り、誰もが安心して安全に移動できるまちづくりを推進します。

主な事業

施策・事業	内容	担当課
バリアフリー推進協議会等の運営	「バリアフリー法」に基づく協議会等の運営を継続し、引き続き障がい者等の参画を図ります。	都市づくり推進課
高槻市バリアフリー基本構想に基づく整備事業	「高槻市バリアフリー基本構想」に基づき特定事業によるハード整備を行います。 「高槻市バリアフリー基本構想」に位置づけられた生活関連施設の施設管理者に対して、バリアフリー化に向けた啓発に取り組みます。	道路課 審査指導課
市庁舎管理事業	市庁舎内の設備等について、障がい者への配慮に努めるとともに、バリアフリー化等についても研究や検討を進めます。	総務課
違法駐車・放置自転車の解消に向けた取組	違法駐車が著しく多い路線を違法駐車防止重点路線として指定し、違法駐車等防止指導員を配置し、高槻警察署と連携し、駐車場への車両誘導や助言・啓発活動を行うことにより、違法駐車を解消を図ります。 これまでの駅周辺における放置自転車対策を継続しながら「たかつき自転車まちづくり向上計画」に基づく駐輪対策を実施し、放置自転車の解消を図ります。	管理課

施策・事業	内容	担当課
バス停留所の整備	車いすの乗降可能なバス停について、今後とも道路管理者への要望を行うなど拡大に努めます。また、安全性と快適性を提供する上屋テント・ベンチの設置などバス停施設の充実に努めます。	運輸課
公民館のバリアフリー化	改修工事等を通じ、公民館のバリアフリー化を図ります。	城内公民館

③ 居住環境の整備・改善

障がい児者が居住する住宅環境のリフォームや、障がい者に配慮した住まいの整備・提供の拡充を図ります。

主な事業

施策・事業	内容	担当課
重度障がい児者住宅改造助成事業	重度の障がい児者が日常生活の基盤である住宅を安全かつ利便に優れたものに改造するための費用の一部を助成します。	障がい福祉課
市営住宅におけるバリアフリー化の促進	市営住宅の整備・改築にあたっては、手すりの設置、段差の解消など、バリアフリー住宅の整備促進に努めます。	住宅課
住宅施策に関する情報提供	住み慣れた住宅で、生涯を通じて安全で快適に住み続けられるよう、住まいのバリアフリー化や各種支援制度・施策に関する積極的な情報提供や啓発活動を行います。	住宅課
市営住宅における優先入居等の実施	障がい者等の自立した生活を支援するため、それぞれの必要性に応じて、既存の市営住宅の提供に柔軟に対応していきます。 市営住宅を活用したグループホームの開設について、条件整備等の研究を進めます。	住宅課
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録等	障がい者等の民間賃貸住宅への円滑入居を図るため、障がい者等の入居を拒まない住宅等「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅」の登録促進とその情報提供に努めます。	住宅課

(2) 生活安全対策の推進

① 防災対策の充実

地域の団体等との連携・協力のもと、平常時及び災害時における災害時要援護者支援体制の整備をいっそう推進するとともに、災害発生後の適切で迅速な体制づくりに努めます。

主な事業

施策・事業	内容	担当課
防災体制の整備	防災体制の充実・強化を図るため、地域防災計画や業務継続計画の修正等を行います。また、備蓄物資の更新・拡充に努めます。	危機管理室
避難所での福祉的な配慮	避難所の開設・運営において福祉的な配慮がなされるよう、方面隊（市職員）や地域と連携し防災訓練等を実施することにより、円滑な避難所運営に取り組みます。	危機管理室 福祉政策課
防災情報の伝達 [再掲]	防災行政無線や広報車、市ホームページ、緊急速報メール、公式ツイッターをはじめとする各種SNS等を活用し、防災情報の迅速かつ適切な発信に努めるとともに、情報伝達手段の充実を図ります。	危機管理室
災害時要援護者支援	民生委員児童委員、地区福祉委員会、地区コミュニティ等の地域の団体に対する災害時要援護者情報の提供を進め、地域の団体との連携・協力のもと、要援護者支援体制の整備を図ります。	福祉政策課
相談支援機関や事業所等との連携	災害時に災害時要援護者の支援を効果的に行うため、日頃から要援護者の状況を把握している相談支援機関や事業所等との連携を図ります。また、福祉施設の協力を得て、避難所生活が困難な、特に福祉的配慮が必要な要援護者の受入れを行う二次避難所の確保などの体制整備に努めます。	福祉政策課
地域での災害時要援護者支援活動の推進	災害時要援護者の支援を円滑に行うため、地域の要援護者支援訓練や、平常時からの地域での助け合いの体制づくりを支援するなど、要援護者支援活動の推進と地域防災力の向上を図ります。	福祉政策課

施策・事業	内容	担当課
難病患者の災害時対策	人工呼吸器等を装着した在宅療養中の難病患者等を対象に災害時のリスク低減に向けた「減災手帳」を使用し、平時から災害時対策の意識向上に努めます。また、他の難病患者に対しても災害時対策についての意識づけを行います。	保健予防課
緊急情報システムなどの充実 [再掲]	FAX119やメール119の受信体制を高機能化し、Net119を運用します。あわせて、災害時要援護者情報を指令台に反映させた「消防指令センター」の効果的な運用を行います。 救急要請時に聴覚障がいのある人からの求めがあった場合の手話通訳者の派遣について、対応可能な体制の継続的な確保に努めます。	指令調査室 障がい福祉課
救急医療情報キット配布事業	在宅の障がい児者を対象に、障がいの内容やかかりつけ病院などを書いた紙を冷蔵庫に保管するためのキットを配布することにより、救急隊員による医療情報の迅速な把握や円滑な対応を図ります。	障がい福祉課

② 防犯対策の充実

障がい者等の犯罪被害の未然防止を図るため、防犯対策の強化・充実に努めるとともに、地域における防犯活動を促進します。

主な事業

施策・事業	内容	担当課
防犯対策	犯罪抑止のため、高槻警察署管内防犯協議会等が実施する防犯活動を支援します。また、青色防犯パトロールの実施、ひったくり防止カバーや空き巣防犯啓発板の配布を行うほか、自治会等が設置する防犯カメラへの補助制度を実施します。さらに、警察との連携を密にし、防犯対策を効果的に展開します。	危機管理室
消費者被害対策	悪質商法等の被害未然防止のため、地域で講演会を開催するほか、さまざまな機会を捉え啓発を行います。また、ホームページ・広報誌等の媒体を活用し積極的に情報の発信を行います。 消費者被害相談に対しては、迅速かつ効果的な解決に努めます。	消費生活センター

第4章 計画の実現に向けて



(1) 推進体制

① 庁内連携の強化

障がい者施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、各分野の関係者が連携して取り組むことが重要です。このため、庁内関係各課による情報交換や意見交換に努めるなど、行政各分野間における連携・調整の強化を図り、総合的・効果的な取組を推進していきます。

② 関係機関・団体との連携・ネットワークづくり

本計画の推進にあたっては、各分野の関係者が参画する「高槻市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会」において、計画の推進におけるさまざまな課題の検討と具体化に向けた協議を行いながら、全市的な体制のもとに計画を推進します。

障がい者やその家族、関係団体、地域住民、相談支援及びサービス事業所、企業・事業者、行政等の役割を明確にしながら、相互の連携強化を図り、地域社会を挙げた生活支援体制の確立を図ります。特に、相談支援事業者やサービス事業者の連携・調整を促進し、必要な人に必要な支援・サービスが行き届くようサービス提供体制の充実に努めます。

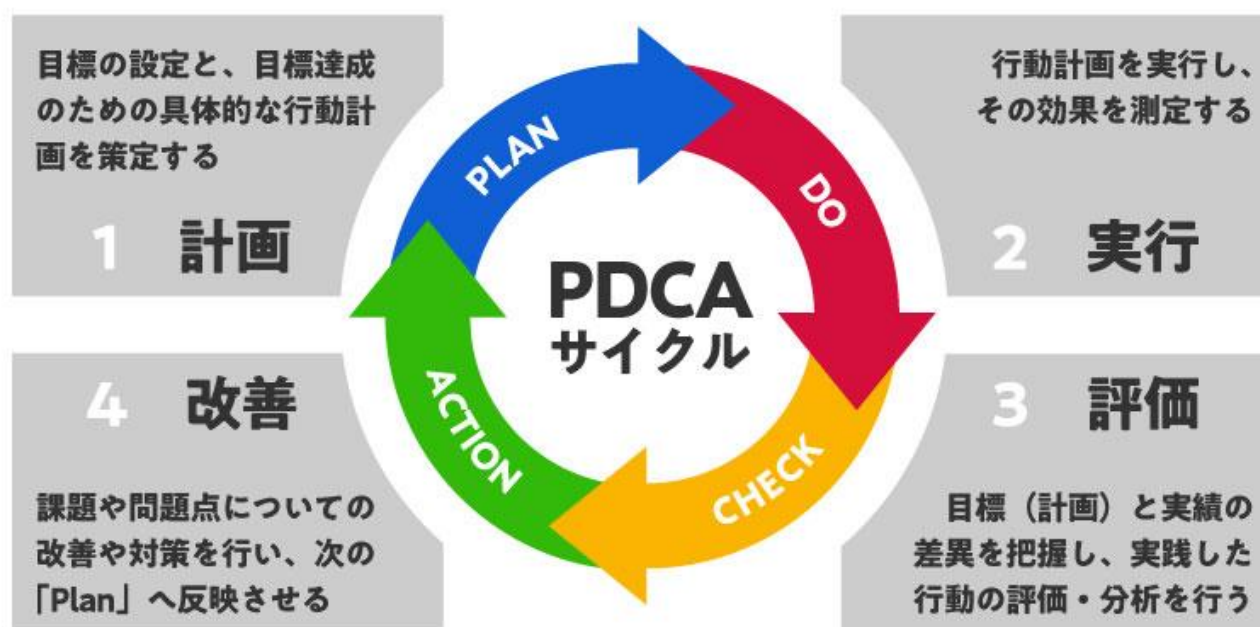
また、障がい者施策の円滑な推進に向け、国、大阪府、関係機関等との連携を強化するとともに、各種制度の充実や財源の確保などをこれら機関に要請します。

(2) 計画の進行管理

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画を立て（Plan）、実施（Do）、その進行状況を定期的に把握し点検・評価（Check）した上で、その後の取組に反映する（Action）、というPDCAサイクルの考え方にに基づき、各施策や事業の実施状況について定期的に点検・評価を行うとともに、施策の充実・見直しについての検討を進めます。

計画の進捗状況については、「高槻市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会」、「高槻市自立支援協議会」へ報告するとともに、情報の共有化を図り、施策のいっそうの充実に努めます。

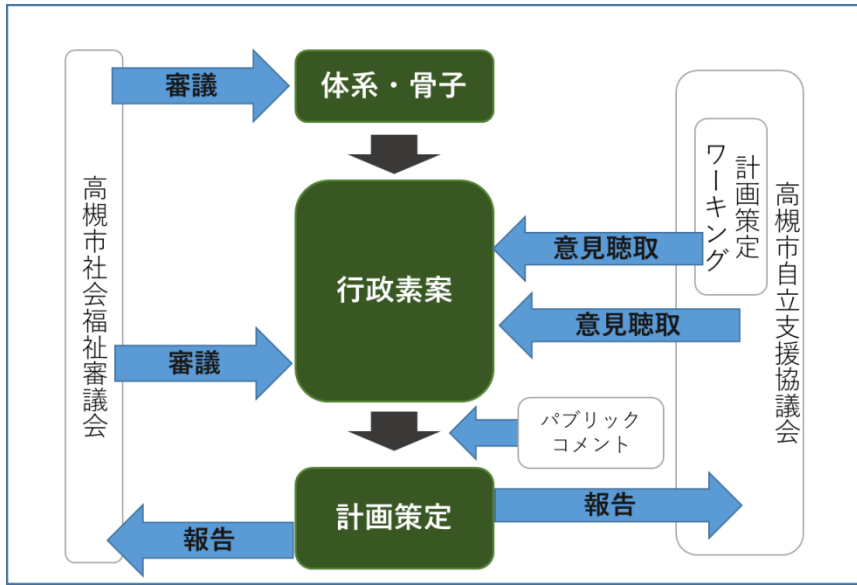
また、広く市民に周知し、幅広い市民意見の把握に努めるとともに、障がいに関する市民の理解を深め、障がい者の社会参加を促進するため、さまざまな機会や場において周知・啓発活動を進めます。



参 考 資 料



I 策定体制と経過



附属機関

- 高槻市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会
 令和2年7月30日 策定スケジュールの説明
 令和2年8月28日 骨子（基本理念・施策展開の方向性）の審議
 令和2年11月12日 計画素案の審議
 令和3年2月12日 パブリックコメントの結果報告

◎：会長 ○：職務代理者

氏 名	所属等	選出区分
吾 妻 義 久	高槻市民生委員児童委員協議会	学識経験
伊 藤 義 治	高槻市障害児者団体連絡協議会	学識経験
猪 瀬 優 子	高槻市障害児者団体連絡協議会	学識経験
尾 崎 貞 宣	高槻市歯科医師会	学識経験
甲 斐 隆 志	高槻市議会	議会選出
玉 井 浩	大阪医科大学	学識経験
新 美 英 代	高槻商工会議所	学識経験
○ 畑 秀 春	高槻市社会福祉協議会	社会福祉
彦 坂 誠	高槻市医師会	学識経験
◎ 松 村 人 志	大阪薬科大学	学識経験
森 田 耕 平	高槻市民間社会福祉施設連絡会	社会福祉

関係機関との意見交換の場

- 高槻市自立支援協議会 全体会議
 - 令和2年7月14日 策定スケジュールの説明・計画策定ワーキング設置の承認
 - 令和2年11月2日 計画素案に対する意見聴取
 - 令和3年2月2日 パブリックコメントの結果報告

- 高槻市自立支援協議会 計画策定ワーキング
 - 令和2年8月21日 策定スケジュール、基本理念・施策展開の方向性の説明
 - 令和2年9月4日 施策展開案に対する意見交換（1回目）
 - 令和2年9月18日 施策展開案に対する意見交換（2回目）
 - 令和2年10月2日 今後の施策展開に向けた課題に対する意見交換
 - 令和2年10月23日 計画素案に対する意見交換

障がい当事者・障がい児者団体へのアンケート

- 令和元年12月～令和2年1月 当事者（障がい者・障がい児）対象アンケート調査
- 令和2年8月～令和2年9月 障がい児者団体対象アンケート調査

パブリックコメント

- 令和2年12月21日～令和3年1月20日
- 募集方法 郵送、FAX、高槻市ホームページ、持参
- 意見数 19件

市内部の調整機関

- 高槻市障がい者施策推進庁内委員会幹事会
 - 令和2年10月9日～令和2年10月14日 施策展開・主な事業の審議

- 高槻市障がい者施策推進庁内委員会
 - 令和2年11月4日 計画素案の審議

2 用語解説

《あ行》

■アウトリーチ

生活課題を抱えているにもかかわらず支援が届かない人に対して、支援機関や団体などが積極的に働きかけて情報や支援を届けるような活動。

■医療的ケア

医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医行為。

■意思決定支援

知的障がいや精神障がい（発達障がいを含む。）等で自己決定に困難を抱える障がい者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるように、本人の意思の確認や意思及び選好の推定、最後の手段としての最善の利益の検討のために事業者の職員等が行う支援の行為及び仕組み。

■インクルーシブ

日本語では「包み込むような」「包摂的な」と訳される形容詞。それぞれの人が持つ潜在的な能力をできる限り発揮できるようにするため、誰も排除せず、一人ひとりを社会の構成員として取り込む「社会的包摂」（ソーシャルインクルージョン）として使われることが多い。

■インクルージョン

教育や福祉の分野等において、障がいがあることによる区別を取り除き、誰もが対等な関係で関わりあい、社会や組織に参加する機会が提供されるという理念。

■エンパワメント

自己の課題を解決するにあたり、自分が主体者であることを自覚し、自分自身に自信がもてるように、その人の力を高めていくという理念。

■屋内信号装置

音が聞こえない人に対して日常生活の物音を光や振動に変えて知らせる機器。

《か行》

■基幹相談支援センター

障害者総合支援法において位置づけられ、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務、専門相談、相談支援事業所等への専門的な指導・助言、日常生活自立支援事業及び成年後見制度の利用支援などの業務を行う。

■協働

相互に特性を認めあい、それぞれの役割と責任を果たしながら、共通する社会的課題の解決や目的の実現に向けて、各種事業の実施、サービスの提供を行うなどの関係。

■強度行動障がい

他害行為や自傷行為、物を壊すなど周囲の人に影響を及ぼす行動が通常考えられない頻度と形式で出現している状態で、家庭でかなり努力をして養育しても難しい状態が続き、特別な支援が必要な状態のこと。

■くらしごとセンター

市福祉相談支援課に設置された窓口の名称。仕事・健康・人間関係などさまざまな問題で生活に困っている人に対して、相談支援員や就労支援員が各種関係機関と連携しながら課題解決に向けてのサポートを行う。

■権利擁護

判断能力が不十分な人が適切に福祉サービスなどを利用し、地域生活を継続することができるよう支援等を行い、人権をはじめとするさまざまな権利を保護すること。

■高次脳機能障がい

一般に、外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等を指すものとされており、具体的には「会話がうまくかみ合わない」などの症状がある。

■ケアマネジメント連絡会議（自立支援協議会内）

高槻市自立支援協議会に設置された会議の一つで、多職種連携により地域課題を抽出するための協議・検討を行う。障がい児者相談支援事業所の相談支援専門員等により構成される。

■合理的配慮

障がい者が均等な機会を享受できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて、周辺環境の修正・調整を行うこと。

障害者差別解消法において、国や自治体には法的義務、民間事業者には努力義務が規定されている。

■心のバリアフリー

さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

■コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域において支援を必要とする人の生活圏や人間関係など、環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする活動やサービスを発見して支援を必要とする人に結びつけ、また、新たなサービスの開発や公的制度との関係の調整などを行う専門職。

《さ行》

■サービス等利用計画

障がい福祉サービスの申請にあたって、相談支援専門員が障がい児者の心身の状況や環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障がい福祉サービスの種類及び内容その他の事項を記載する。

■サテライト型グループホーム

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、一人で暮らしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、グループホームの新たな支援形態の1つとして本体住居との密接な連携（入居者間の交流が可能）を前提としてユニットなど一定の設備基準を緩和した一人暮らしに近い形態のサテライト型住居の仕組み。

■災害時要援護者

災害対策基本法における避難行動要支援者と同義。高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

■施設コンフリクト

社会福祉施設の新設などにあたり、その存立が地域社会の強力な反対運動に遭遇して頓挫したり、あるいはその存立の同意と引き換えに大きな譲歩を余儀なくされたりする施設と地域の間での紛争事態のこと。

■児童発達支援センター

福祉型児童発達支援センターは、障がい児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行うことを目的とする施設。

医療型児童発達支援センターは、障がい児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練及び治療を行うことを目的とする施設。

■市民公益活動サポートセンター

平成15(2003)年3月に市民公益活動促進のための環境整備の一つとして、また、ボランティアやNPO活動などを促進するための中間支援組織として開設した市民公益活動推進の拠点施設。NPOの立ち上げから活動基盤強化に至る支援や、公益活動に関する市民への情報提供を行い、行政・地域団体との協働を図りつつ、社会課題の解決のため、市民公益活動団体の活動促進に向けた事業を行う。

■市民後見人

本人と親族関係等のない一般市民で、社会貢献のために市民後見人養成講座を受講し、成年後見に関する知識を身につけ、成年後見人として家庭裁判所から選任された人。

■社会福祉士

国家資格であり、専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障がい、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスの提供、または医師や保健医療サービスを提供する関係者との連携及び調整、その他の援助を行う専門職。

■重症心身障がい児

児童福祉法上、重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している状態にある児童・生徒。

■住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者（発災後3年以内）、高齢者、障がい者、子ども（高校生相当まで）を養育している者、保護観察対象者などの住宅の確保に特に配慮を必要とする者。

■集団指導

福祉サービス事業者がサービス事業所において適切なサービスを提供するために必要な情報（遵守すべき法令の内容、各種サービス提供の取り扱い、報酬請求に関する事項等）を伝達することを目的として講習会等を実施するもの。

■手話言語条例

手話及びろう者に対する理解及び手話の普及の促進についての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、基本理念に基づく施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が互いに尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目的として制定。

■手話通訳者・手話奉仕員

手話通訳者は、それぞれの都道府県等で認定された手話通訳をする人。主に都道府県等が認定した民間機関（全国手話研修センター）が実施する「手話通訳者全国統一試験」に合格することが条件で、試験に合格した後、都道府県の独自審査に通過することで「都道府県認定の手話通訳者」になることができる。

手話奉仕員は、市町村が実施する手話奉仕員養成講座を修了した人。手話奉仕員養成講座は入門課程と基礎課程に分かれており、基礎課程を修了すると、市町村に手話奉仕員と登録される。

■障がい支援区分

障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、その度合に応じ、区分1から区分6までの6段階で認定される。障がい福祉サービス等を受けるための要件や、支給量、期間を定めるための基準となる。認定にあたっては、全国一律で定められた80項目の認定調査票や医師意見書を踏まえ、市町村審査会の審査を経て認定される。

■障がい児者相談支援事業所

障がいを抱える人が住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、生活の中で感じる、不安なこと、困りごとや福祉に関する各種相談に応じ、必要な情報の提供、助言や必要な援助を行う相談窓口。

■障がい者虐待防止・差別解消連絡会議

高槻市自立支援協議会に設置された会議の一つ。障がい者虐待や障がい者差別解消に関する意見交換の場。

■障害者法定雇用率制度（法定雇用率）

障がいのある人の雇用を促進するため、「障害者雇用促進法」に基づき、一般の民間企業や国・地方公共団体などに対して、雇用している労働者総数に占める障がいのある人の割合を定め、それ以上の雇用を目指す制度。未達成の事業者には、納付金（罰則金）の支払いや「雇用計画」の作成を義務づけ、場合によっては厚生労働大臣による事業者名の公表などがある。

■障害者優先調達推進法

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の略称。平成25（2013）年4月施行。国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る。

■情報アクセシビリティ

高齢者・障がい者が、情報通信機器、ソフトウェア及び（これらによって実現される）サービスを支障なく操作または利用できる機能。

■ジョブコーチ（職場適応援助者）

障がいのある人の就労を援助するため、仕事の手順を覚えるための支援を行ったり、その後も定期的に職場訪問をして職業生活についての相談、アドバイス等を行う援助者のこと。

■自立支援医療（精神通院）

通院による精神医療を続ける必要がある人の通院医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度。

■自立支援協議会

障がい児者、家族または介護者等が、障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉事業所等が参加しサービスに関するシステムづくりについての協議をする場。障害者総合支援法では「協議会」として位置づけられる。

■自立支援審査支払等システム

障害者自立支援給付における障がい福祉サービス等の提供にあたって、事業所が請求した情報に基づき、国保連合会が受付、点検、審査等を経て市町村へ請求し、事業所へ報酬等が支払われる仕組み。

■身体障がい者手帳

身体障害者福祉法に基づき、一定程度以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障がい程度を認定し、法に定める身体障がい者であることの証票として交付されるもの。法によるサービス等を受けるためには、手帳の交付を受けていることがその前提となっている。

■スクールソーシャルワーカー（SSW）

学校だけの取組だけでは解決が難しいケースに対し、社会福祉等の専門的な知識やスキルを活用しながら働きかけ、課題の解決に向けて学校や児童生徒を支援する専門職。

■生活困窮者

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。生活保護受給に至る前の段階で、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進に向けた支援を行うことが求められている。

■精神障がい者保健福祉手帳

精神障がいのある人の社会復帰・自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を持つ人のうち、長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある人を対象として交付される手帳。

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制。「地域包括ケアシステム」における、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方を、精神障がい者のケアにも応用したもの。

■精神保健福祉士

国家資格であり、専門的知識及び技術をもって、精神上の障がいがある人の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練、または保健医療、障がい福祉、地域相談支援等に関するサービスを提供する関係者との連携及び調整、その他の援助を行う専門職。

■成年後見制度

認知症、知的・精神障がいなどにより判断能力が不十分な人を保護するため、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行うほか、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度。なお、申立てを行う者がいない場合、市町村長に申立て権が付与されている。

■セルフプラン

本人や家族、支援者が作成するサービス等利用計画のこと。

■相談支援専門員

障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障がい者の全般的な相談支援を行う人。

《た行》

■高槻市精神保健福祉関係機関連絡会議

精神疾患患者、精神障がい者が地域で安心した生活が営めるよう、医療機関や福祉関係機関など地域の精神医療保健福祉に関わる関係機関が参加し、相互調整や情報交換等を行う。「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に関する協議の場として活用し、連携強化及び相談支援の充実を図る。

■高槻市バリアフリー基本構想

高齢者・障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、公共交通機関・道路・建築物等の一体的な整備を推進し、誰もが安全にかつ安心してまちを移動し、施設が利用できるバリアフリー化された都市の実現をめざし、交通バリアフリー法に基づき策定した基本構想。現構想は平成29（2017）年に改定。

■地域共生社会

制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方。

■地域子育て支援拠点（つどいの広場・子育て支援センター）

地域の子育て支援の拠点として、主に乳幼児（0～3歳）と子育て中の親が気軽につどい、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流などを行うとともに、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う施設。

■地域相談支援

障がい者の地域生活の移行・継続を支えるための障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス。施設に入所している障がい者などが地域生活に移行できるようにするために必要な支援を行う「地域移行支援」、単身で生活する障がい者に対して、常時の連絡体制や緊急の事態等に相談ができるようにするための「地域定着支援」の2種類がある。

■地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向け、介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供される地域での体制。

■地域包括支援センター

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）の専門職が、高齢者等への総合的な支援を行い、介護をはじめ、福祉、医療などさまざまな面から支える地域の拠点。市内12箇所に設置。

■地区コミュニティ

地域において、自治会をはじめ福祉団体・教育団体などの多くの組織・団体が地域で相互に関連を持ちながら活動するため、これらのコミュニティ活動をネットワーク化することを目指して組織された団体。現在、市内には全市域を網羅する32の地区コミュニティがあり、よりよい地域づくりのためにさまざまな活動をされている。

■地区福祉委員会

社会福祉協議会活動を実践する組織で、概ね小学校区をエリアとして地域の福祉ニーズを掘り起こし、そこに住む「すべての住民が安心して暮らせるまちづくり」の推進役であり、住民自らの知恵と力を出し合って活動を行う。

■特別支援学校（支援学校）

障がいのある人等が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることや、学習上または生活上の困難を克服し、自立が図られることを目的とした学校。

■特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点のもと、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。

《な行》

■内部障がい

身体障害者福祉法に定める心臓機能障がい、腎臓機能障がい、呼吸機能障がい、ぼうこうまたは直腸の機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝臓機能障がいの総称。

■二次避難所（福祉避難所）

災害救助法が適用される場合等の大規模な地震・風水害等の自然災害が発生した場合に、指定避難所である小中学校等に設置される福祉避難スペースでの避難生活が困難な避難行動要配慮者のために、日常生活上の生活支援等の体制が整った避難所として、災害発生後に開設するもの。

■乳幼児健康診査

母子保健法に基づいて、市町村が乳幼児に対して行う健康診査。発育状況・栄養状態・病気や異常の有無などを確認する。

■ノーマライゼーション（normalization）

高齢者や障がいのある人など、社会的に不利な状況にある人を特別視するのではなく、一般社会の中でごく普通の生活がおくれるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル（普通）だという考え方。

《は行》

■8050問題

高齢の親がひきこもりの子どもを長期間にわたり養い続けていることで、収入や介護などの問題を抱える状態。80代と50代の世帯という意味で「8050問題」と呼ばれる。

■発達障がい

主に比較的低年齢において発達の過程で現れ始める行動やコミュニケーション、社会適応の問題を主とする障がいのこと。いくつかのタイプに分類されており、自閉症スペクトラム障がい（ASD）、注意欠如・多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）などが含まれる。発達障害者支援法においては、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいで、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。」と定義されている。

■バリアフリー

道路や建築物の入り口の段差などの物理的なバリア（障壁）や、高齢者、障がい者などの社会参加を困難にしている社会的制度化されたバリア（資格・免許取得を制限する欠格事項など）、また心理的なバリア（偏見など）の除去という意味。広義には、高齢者や障がい者だけではなく、すべての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去することを意味する。

■伴走型支援

社会復帰や生活再建をめざす人に対して、本人に寄り添いながらその時々状況に対応した支援を行うこと。

■ピアサポート

同じ症状や悩みをもち、同じような立場にある仲間（英語で「peer」）が、体験を語り合い、回復をめざす取組。アルコールや薬物中毒の自助グループ、がんなどの患者やその家族、教育現場など、さまざまな分野に広がっている。

■福祉的就労

一般企業等への就労が困難な障がいのある人が、福祉的な配慮のもとに障がい福祉サービス事業所などで工賃収入を得て働くこと。

■福祉のまちかど相談

地区福祉委員会などの団体が地域の拠点ごとに設置する身近な相談窓口。ボランティアなどが相談を受け、必要に応じてコミュニティソーシャルワーカー（CSW）や専門機関などへの紹介を行う。

■ペアレントトレーニング

保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障がいの特徴を踏まえたほめ方やしかり方等を学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とするもの。

■ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。発達障がいやその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな悩みをもつ多くの保護者に有効とされている。

■ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

■法人後見支援事業

障がい者の権利擁護を図ることを目的に、成年後見制度の業務を適正に行うことができる法人の確保に向けた取組。

■ボランティア・市民活動センター

だれもが自分のできる範囲でボランティア活動に参加できるよう、環境整備を行うとともに、各種講座の開催やグループ・活動の紹介、福祉制度・活動に関する情報の提供を行っており、いつでもだれもが気軽に立ち寄れるボランティア・市民活動の拠点。

《ま行》

■民生委員児童委員

民生委員法・児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱される地域福祉向上のためのボランティア。担当地区の高齢者の悩みや、子育てなどに関する相談を受けて、福祉サービスの情報を提供したり、市や社会福祉協議会などの専門機関につなげるなどして、解決のお手伝いをしている。

《や行》

■ ユニバーサルデザイン

あらかじめ障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

■ 要約筆記

意思疎通手段の一つで、話し手の内容の要点を筆記して聴覚障がい者に伝達するもの。

《ら行》

■ ライフステージ (life stage)

乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期、高齢期など、人が生まれてから死に至るまでのさまざまな人生の段階を表す言葉。

■ リハビリテーション (rehabilitation)

障がいのある人の能力を最大限に発揮して自立を促すための専門的な技術のことをいい、「全人間的復権」をその理念とする。医学的リハビリテーション、教育的リハビリテーション、職業的リハビリテーション、社会的リハビリテーションなどの分野がある。

■ 療育手帳

知的障がいのある人に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスを受けやすくするために、一定程度以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障がい程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障がい者であることの証票として交付されるもの。

《アルファベット》

■ NPO (Non-Profit Organization)

「民間非営利組織」のことで、ボランティア活動、営利を目的としない福祉、平和、文化などの公益活動を行う組織や団体。

■ SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)

平成13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。

■ SNS (Social Networking Service)

人と人とのつながりの場を提供するインターネット上のサービス。代表的なものとして、Facebook(フェイスブック)、twitter(ツイッター)、Instagram(インスタグラム)、LINE(ライン)などがある。

第2次高槻市障がい者基本計画

令和3年3月

《編集・発行》	高槻市 健康福祉部 福祉事務所 障がい福祉課 〒569-0067 高槻市桃園町2番1号 電話(072)674-7164 FAX(072)674-7188
---------	---